

# 女性活躍・男女共同参画の現状と課題

1. 男女共同参画の現状
2. 女性の人生と家族の多様化
3. DV・性暴力の現状
4. 男女共同参画を推進する政策

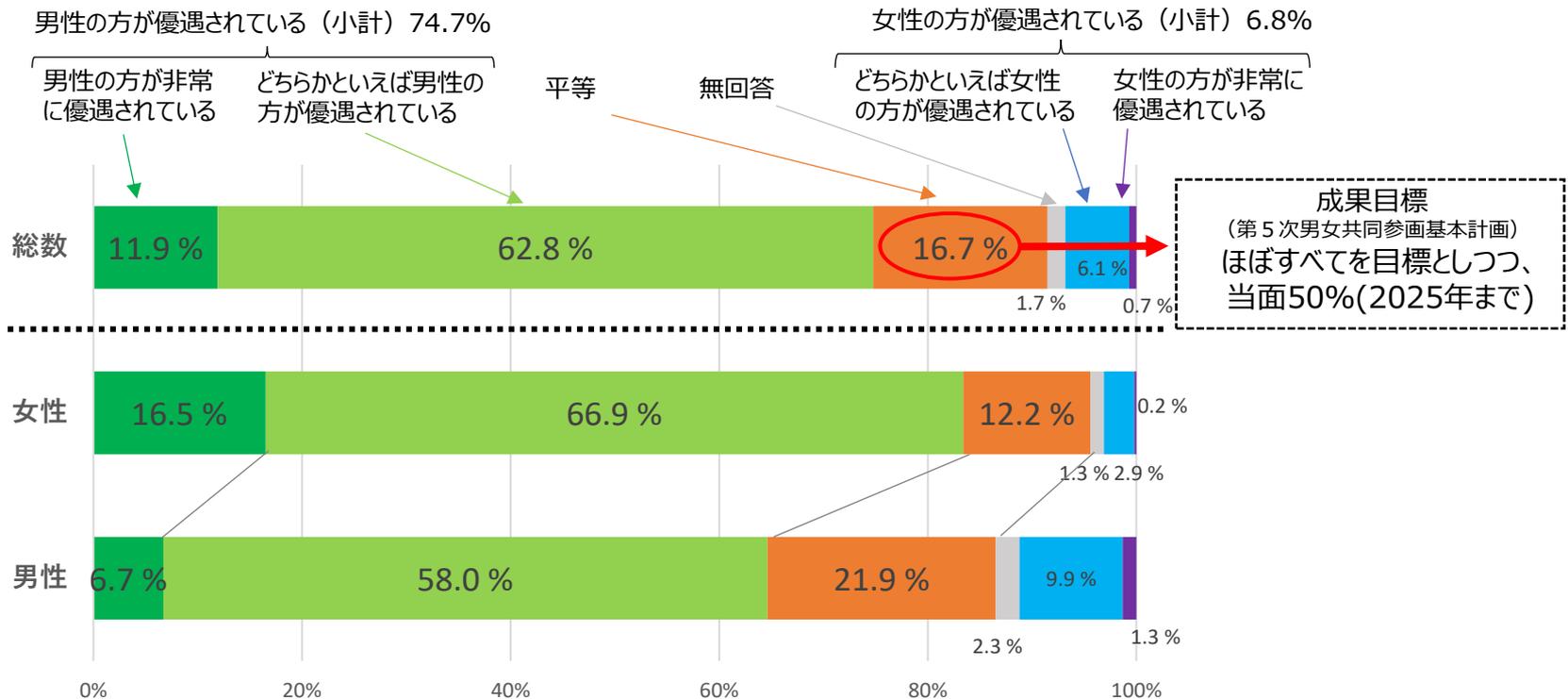
令和7年6月

内閣府男女共同参画局

# 男女の平等感に関する意識

- ・男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、社会全体でみた場合には、「平等」と答えた者の割合が**16.7%**、「**男性の方が優遇されている**」とする者の割合が**74.7%**(「男性の方が非常に優遇されている」11.9%+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」62.8%)となっている。
- ・「平等」と答えた者の割合を分野別にみると、「学校教育の場」で70.4%、「自治会やPTAなどの地域活動の場」で40.3%、「法律や制度の上」で38.2%、「家庭生活」で30.0%、「職場」で25.8%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で16.3%、「政治の場」で9.4%となっている。

## 社会全体における男女の地位の平等感



# 女性議員の比率

## 1. 国会

	女性議員割合	議員数	女性議員数
衆議院	15.7%	465	73
参議院	25.4%	240	61
合計	19.0%	705	134

## 2. 地方議会

	女性議員割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	14.6%	2,614	382
市区町村議会	18.1%	28,941	5,224
合計	17.8%	31,555	5,606

(注1) 衆議院は2024年11月11日現在、参議院は2025年3月3日現在の数(衆議院及び参議院HPより)

(注2) 都道府県議会は2024年12月31日現在(総務省調べ)

(注3) 市区町村議会は2024年12月31日現在(総務省調べ)

(注4) 有権者に占める女性の割合: 51.7%(総務省「令和6年10月27日執行第50回衆議院議員総選挙年齢別投票者数調」(抽出調査)より)

# 女性議員比率の国際比較

日本の順位(衆議院女性議員比率)は、**185か国中142位**

※日本は、衆議院女性議員比率は2024年11月11日、参議院女性議員比率は2025年3月3日現在。その他の国は、2025年1月1日時点

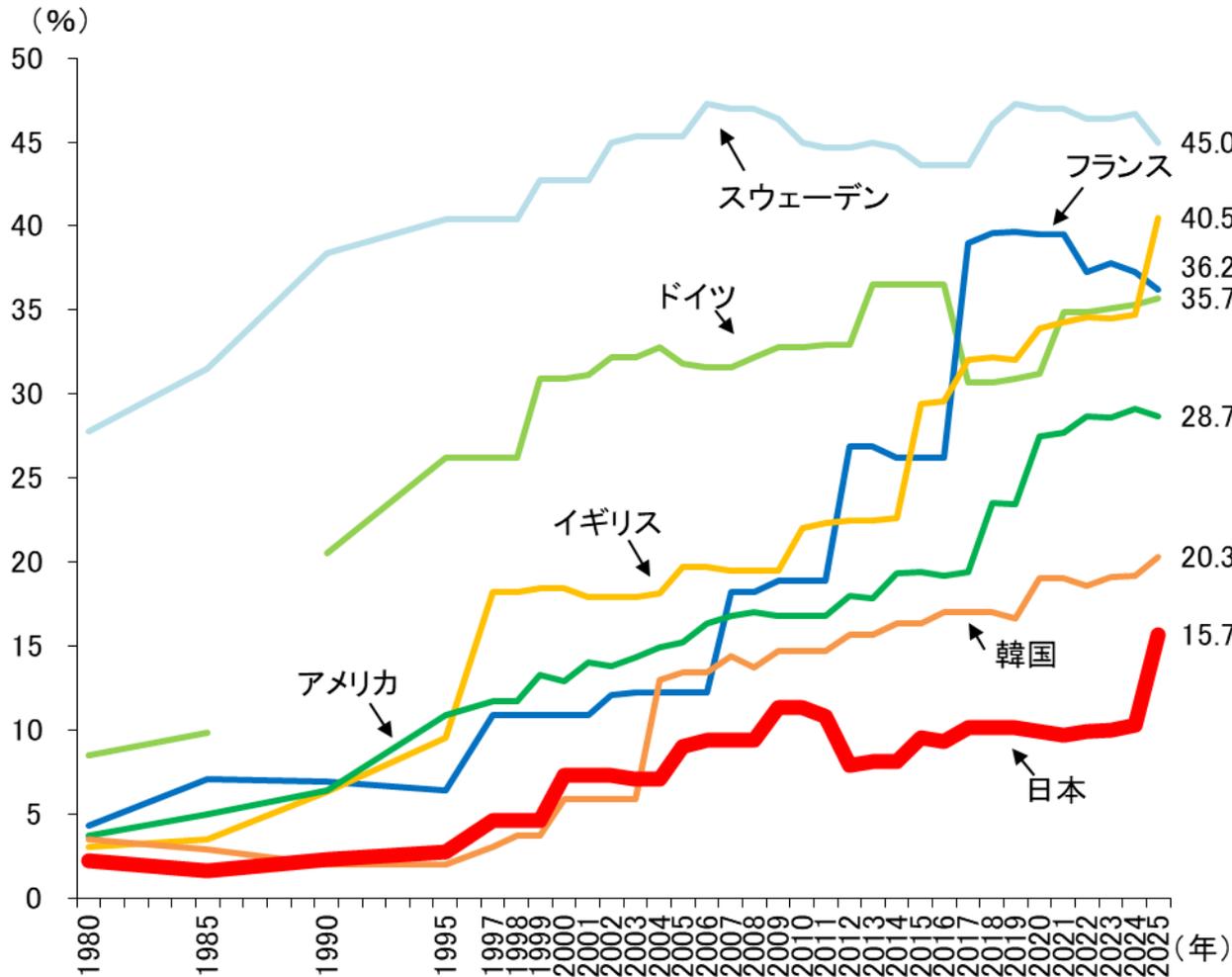
※日本の出典は、衆議院及び参議院HP。その他の国の出典は、IPU(列国議会同盟)Women in Politics:2025。下院又は一院制議会における女性議員比率。

順位	国名	下院又は一院制 女性割合	女性/議席
1	ルワンダ	63.8	51 / 80
2	キューバ	55.7	262 / 470
3	ニカラグア	55.0	50 / 91
4	メキシコ	50.2	251 / 500
5	アンドラ	50.0	14 / 28
〃	アラブ首長国連邦	50.0	20 / 40
7	コスタリカ	49.1	28 / 57
8	ボリビア	46.2	60 / 130
9	アイスランド	46.0	29 / 63
10	モナコ	45.8	11 / 24
...			
26	イギリス	40.5	263 / 650
...			
42	フランス	36.2	208 / 575
...			
44	ドイツ	35.7	262 / 733
...			
58	イタリア	32.8	131 / 400
...			
69	カナダ	30.9	104 / 337
...			
77	アメリカ合衆国	28.7	125 / 435
...			

93	中国	26.5	790 / 2977
...			
96	チェコ	25.5	51 / 200
〃	ガボン	25.5	25 / 98
98	モンゴル	25.4	32 / 126
99	アイルランド	25.3	44 / 174
...			
仮に参議院の女性議員比率(25.4%)で比較した場合、 日本の順位は、185か国中98位			
129	ボスニア・ヘルツェゴビナ	19.1	8 / 42
130	ソマリア	19.0	52 / 274
131	カザフスタン	18.4	18 / 98
...			
仮に衆議院と参議院の合計の女性議員比率(19.0%)で比較した場合、 日本の順位は、185か国中130位			
...			
136	韓国	17.6	121 / 687
...			
<b>衆議院の女性議員比率(15.7%) 185か国中142位</b>			
140	ロシア	16.4	74 / 450
141	チュニジア	15.8	24 / 152
142	日本	15.7	73 / 465
143	ベリーズ	15.6	5 / 32
...			
183	オマーン	0.0	0 / 90
〃	ツバル	0.0	0 / 16
〃	イエメン	0.0	0 / 245

# 諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

諸外国の国会議員に占める女性割合は、この30年で大幅に上昇している。



国名	順位	割合	クォータ制の状況
スウェーデン	13	45.0	政党による自発的なクォータ制
イギリス	26	40.5	政党による自発的なクォータ制
フランス	42	36.2	法的候補者クォータ制 政党による自発的なクォータ制
ドイツ	44	35.7	政党による自発的なクォータ制
アメリカ	77	28.7	-
韓国	122	20.3	法的候補者クォータ制
日本	142	15.7	政党による自発的なクォータ制

二院制の場合は下院(日本は衆議院)の数字

(参考)  
世界の下院又は一院制議会の女性割合は27.2%(上院は27.4%)  
※2025年1月現在

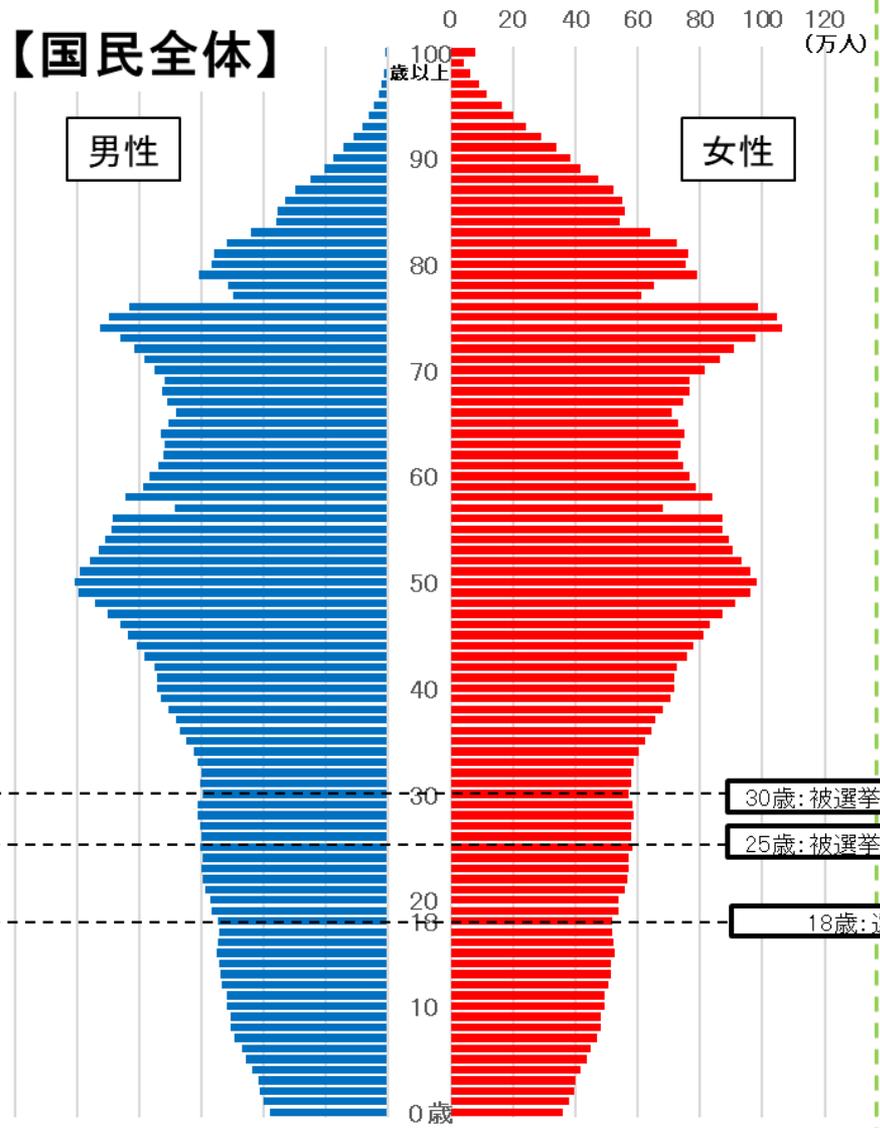
出典 IPU資料  
※クォータ制の状況については、  
IDEA資料による

- (備考) 1. IPU資料(Monthly ranking of women in national parliaments)より作成。調査対象国は2025年1月現在185か国  
1980年から1995年までは5年ごと、1997年以降は毎年の数字  
各年12月現在(1998年は8月現在、2023年は2月現在、2024年及び2025年は1月現在)  
2. 下院又は一院制議会における女性議員割合  
3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字

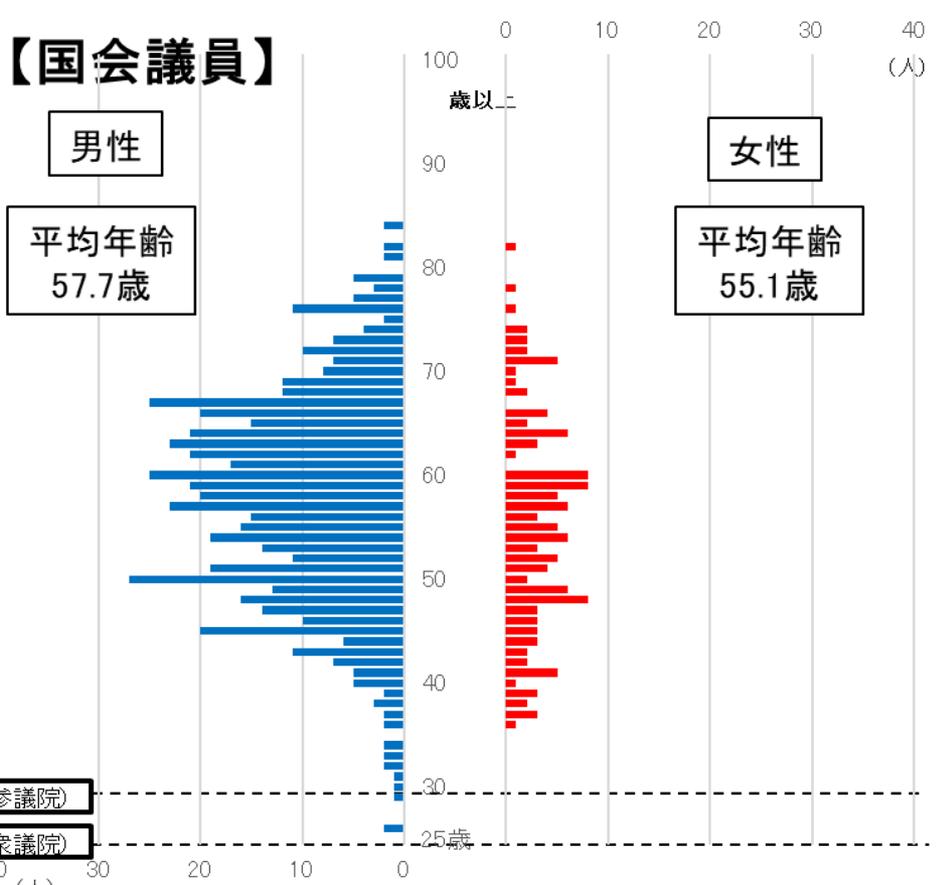
# 国民全体と国会議員の性別・年齢構造

○女性は、我が国の有権者の51.7%を占める。国民全体の性別・年齢構造に比べて、国会議員は女性・若い世代が少なくなっている。

## 【国民全体】



## 【国会議員】



30歳: 被選挙権(参議院)

25歳: 被選挙権(衆議院)

18歳: 選挙権

(備考) 有権者に占める女性の割合は総務省「令和6年10月27日執行第50回衆議院議員総選挙年齢別投票者数調」(抽出調査)より作成  
総務省統計局「令和5年人口推計(令和5年10月1日時点)」より内閣府男女共同参画局作成

(備考) 衆議院ホームページ(2024年11月11日現在)、参議院ホームページ(2025年3月3日現在)より内閣府作成  
(年齢は2025年3月3日現在)

# 国会議員、直近の国政／統一地方選挙の候補者・当選者に占める女性割合

政党名	国会議員数 (R5.10現在)			R6 衆議院議員総選挙 (R6.10.27執行)						R4 参議院議員通常選挙 (R4.7.10執行)						R5 統一地方選挙 (R5.4.9 都道府県・政令指定都市執行 R5.4.23 市区町村執行)					
	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	候補者			当選者			候補者			当選者			候補者			当選者		
				総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)
自由民主党	377	45	11.9%	342	55	16.1%	191	19	9.9%	82	19	23.2%	63	13	20.6%	2,757	238	8.6%	2,410	208	8.6%
立憲民主党	133	30	22.6%	237	53	22.4%	148	30	20.3%	51	26	51.0%	16	8	50.0%	819	245	29.9%	671	221	32.9%
日本維新の会	61	9	14.8%	164	29	17.7%	38	4	10.5%	46	14	30.4%	12	3	25.0%	516	102	19.8%	359	74	20.6%
公明党	59	8	13.6%	50	8	16.0%	24	4	16.7%	24	5	20.8%	13	2	15.4%	1,555	529	34.0%	1,543	527	34.2%
日本共産党	21	7	33.3%	236	88	37.3%	8	3	37.5%	58	32	55.2%	4	2	50.0%	1,396	597	42.8%	1,077	498	46.2%
国民民主党	17	4	23.5%	42	9	21.4%	28	6	21.4%	22	9	40.9%	5	2	40.0%	186	38	20.4%	138	29	21.0%
れいわ新選組	8	3	37.5%	35	12	34.3%	9	4	44.4%	14	5	35.7%	3	0	0.0%	66	23	34.8%	39	17	43.6%
社会民主党	3	2	66.7%	17	5	29.4%	1	0	0.0%	12	5	41.7%	1	1	100.0%	56	20	35.7%	42	13	31.0%
参政党	1	0	0.0%	95	36	37.9%	3	2	66.7%	50	17	34.0%	1	0	0.0%	230	67	29.1%	100	35	35.0%
みんなで作る党	2	0	0.0%	6	2	33.3%	0	0	-	82	19	23.2%	1	0	0.0%	28	28	100.0%	1	1	100.0%
日本保守党	-	-	-	26	5	19.2%	2	1	50.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他 (無所属、 諸派等)	-	-	-	94	12	12.8%	13	0	0.0%	104	30	28.8%	5	3	60.0%	11,035	1,699	15.4%	8,438	1,320	15.6%
全体	-	-	-	1,344	314	23.4%	465	73	15.7%	545	181	33.2%	124	34	27.4%	18,644	3,586	19.2%	14,818	2,943	19.9%

(備考) 1. 政党名は、令和6年10月27日現在のもの。

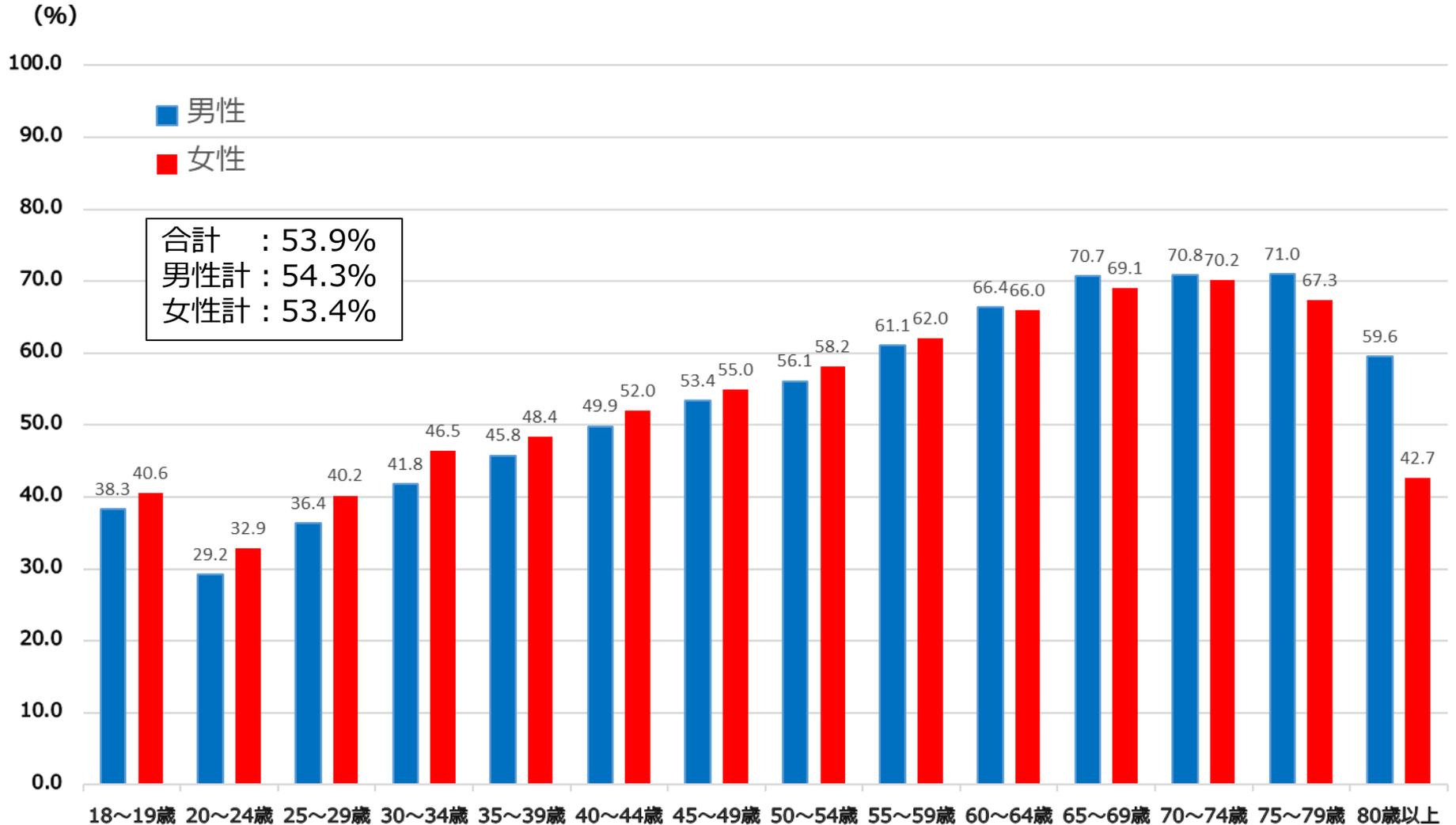
2. 国会議員数は、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より算出しており、「その他(無所属、諸派等)」については調査を実施していない。また、原則令和5年10月1日時点だが、政党により時点が異なる。

3. 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙については、総務省提供資料より内閣府において作成。

4. 統一地方選挙は、総務省「統一地方選挙結果の概要(速報)」(令和5年4月28日現在)より作成。候補者・当選者の値は、都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

# 男女・年代別投票率 (第50回衆議院議員総選挙 (R6.10.27執行))

「18～19歳」から「55～59歳」までは女性の方が投票率が高く、「60～64歳」以上は男性の方が高い。

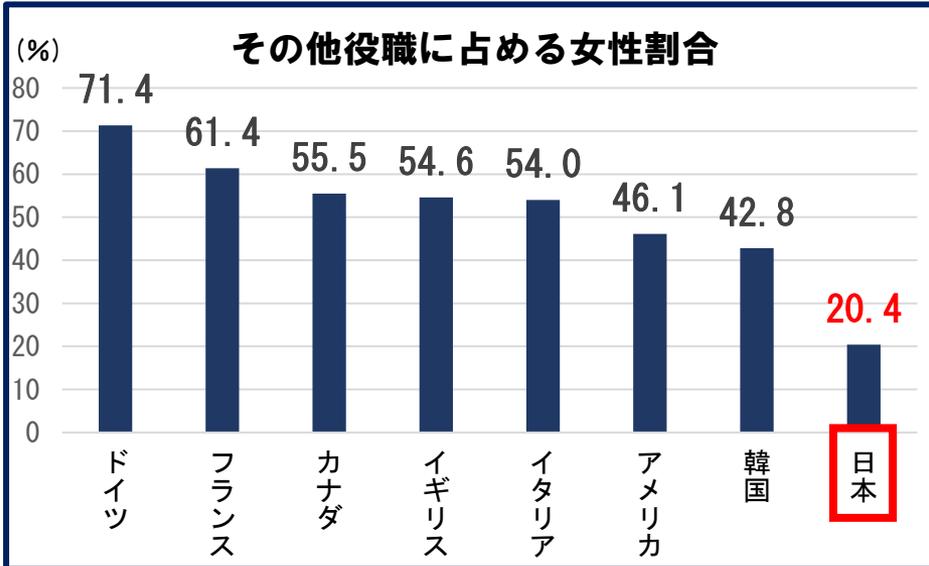
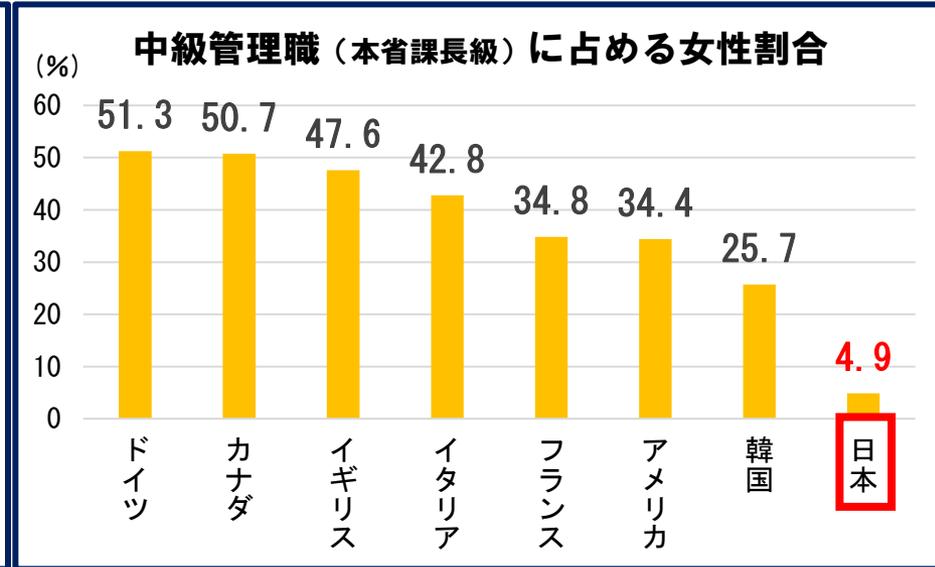
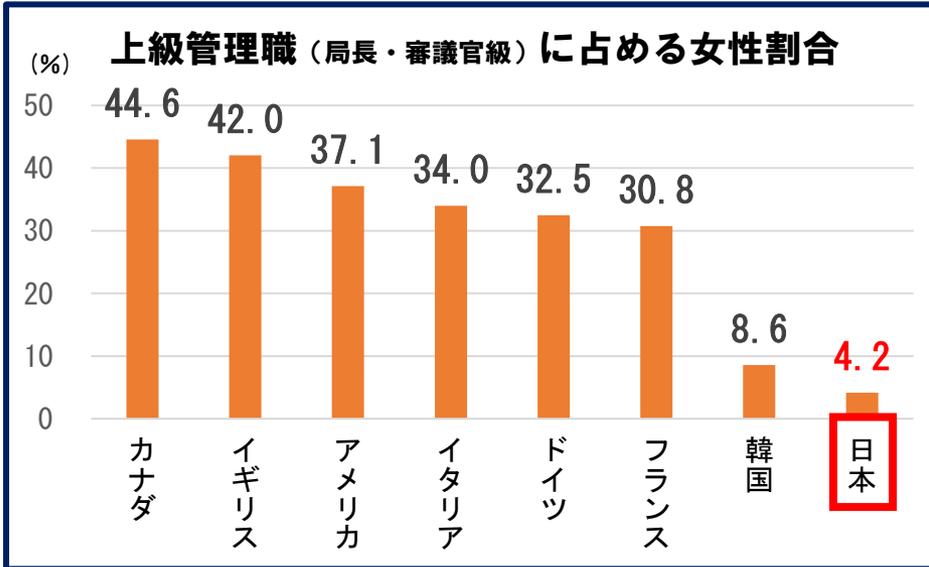


(備考) 総務省「第50回衆議院議員総選挙年齢別投票者数調」(抽出調査)を基に内閣府において作成

# 女性国家公務員比率の国際比較

国家公務員における役職段階別の女性割合をみると、どの役職段階でも日本は諸外国と比べて著しく低くなっている。

※出典：OECD (2021), Government at a Glance 2021



（注）定義（Government at a Glance 2021より）

- ・各国のデータの出典はOECD (2020) Survey on the Composition of the Workforce in Central/Federal Governments.
- ・政府に加えて、公営企業での雇用を含む。
- ・職業レベルについては、以下の定義に基づき、各国が回答。

#### 【上級管理職】

- ・大臣・國務長官・次官のすぐ下の役職。政策の解釈や実施を監督する者。
  - ・政策や計画を策定、評価、調整し、部の全体的な活動を評価する者。
- ※日本の値は、指定職俸給表が適用される者（局長・審議官級）に占める女性割合。

#### 【中級管理職】

- ・上級管理職のすぐ下の役職。省内の特定の局で、計画、指示、調整を行う者。
- ※日本の値は、行政職俸給表（一）の8～10級の者（本省課長級）に占める女性割合。

#### 【その他役職】

- ・上級管理職、中級管理職以外の者。
- ※日本の値は、一般職国家公務員から指定職、行政職俸給表（一）8～10級の者を除いた者に占める女性割合。

# 女性就業者の推移

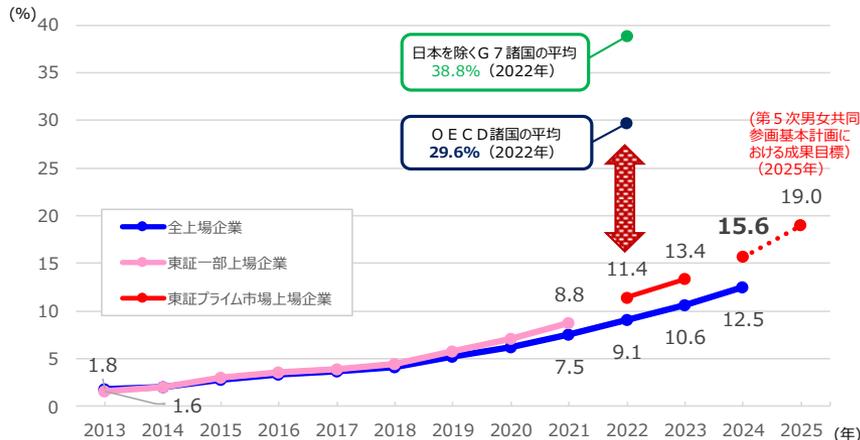
女性就業者数は、12年間(2012年から2024年)で424万人増加。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。  
2. 2011年値は、総務省が補完的に推計した値。

# 我が国の女性役員比率の推移

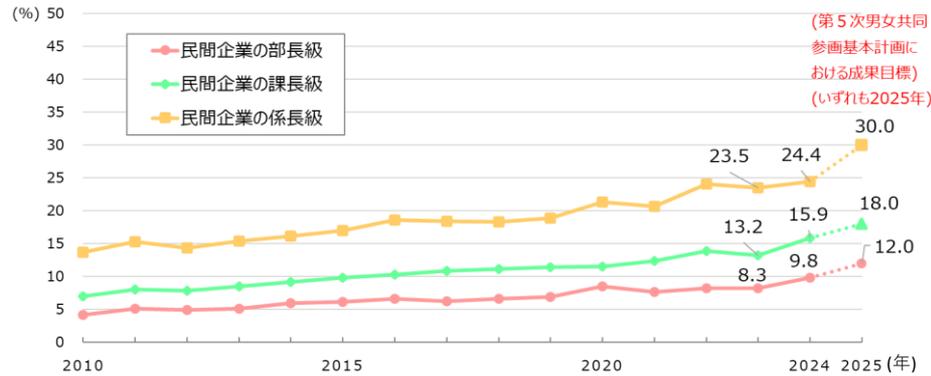
我が国の女性役員比率は上昇しているものの、諸外国とのギャップは依然として大きい。



(備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」及び内閣府調査に基づき内閣府において作成。  
2. 日本を除くG7諸国の平均、OECD諸国の平均はOECD「Social and Welfare Statistics」から引用。  
※EUIは、各国の優良企業銘柄50社が対象。他の国はMSCI ACWI構成銘柄(2,900社程度、大型、中型銘柄)の企業が対象。  
3. 全上場企業、東証一部上場企業、2023年以前の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役及び執行役。  
4. 2024年以降の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役、執行役に加えて、各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役員者(会社法上の「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」として、取締役会の決議による選任・解任がされている役員者等)を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役員者等)も含む。  
5. 調査時点は、原則として毎年7月31日現在。

# 民間企業 管理職相当の女性割合の推移

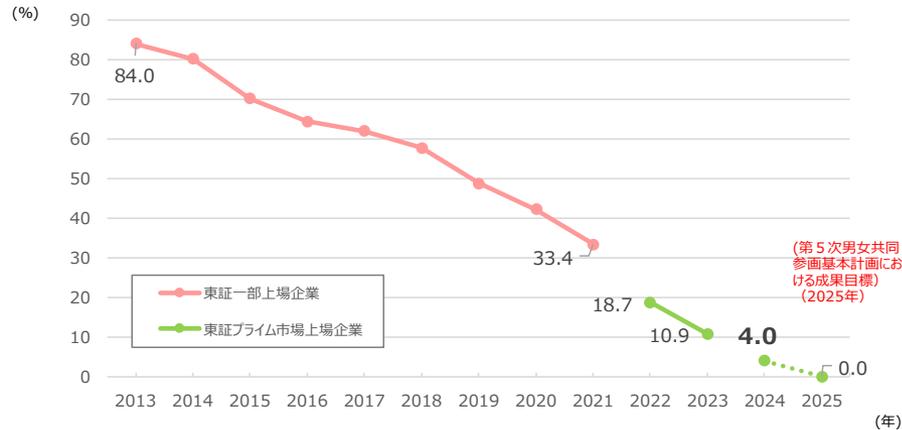
部長、課長、係長に就く女性割合は近年上昇傾向にあるが、上位の役職ほど割合が低い。



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
2. 令和2(2020)年から、調査対象が変更となり、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計しているが、令和元(2019)年以前の企業規模区分(100人以上の常用労働者を雇用する企業)と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。  
3. 常用労働者の定義は、平成29(2017)年以前は、「期間を定めて雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30(2018)年以降は、「期間を定めて雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。  
4. 令和2(2020)年から推計方法が変更されている。  
5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしていたところ、平成31(2019)年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がつけられていることに留意する必要がある。

# 女性役員がないプライム市場上場企業の割合の推移

減少傾向だが、2024年時点で4%の企業に女性役員がない。



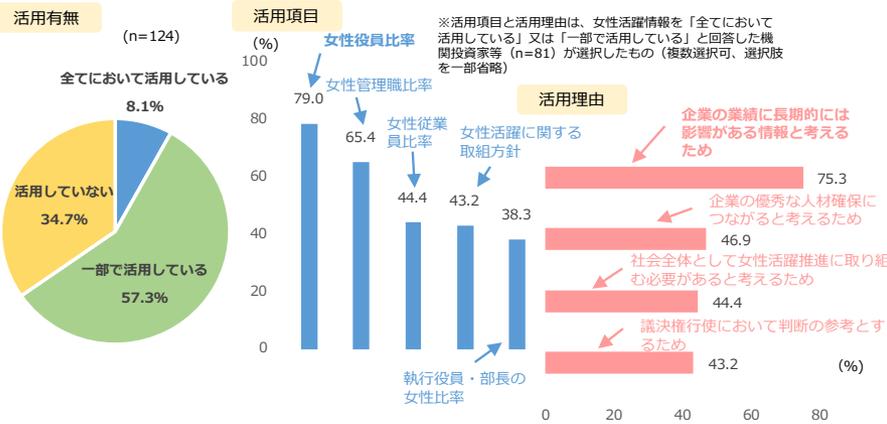
(備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」、日本取引所グループホームページ及び内閣府調査に基づき内閣府において作成。  
2. 調査時点は原則として毎年7月31日現在。  
3. 2021年以前の数値は各年における東証第一部市場上場企業全体に占める割合。2022年以降の数値は各年における東証プライム市場上場企業全体に占める割合。  
4. 東証一部上場企業、2023年以前の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役及び執行役。  
5. 2024年以降の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役、執行役に加えて、各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役員者(会社法上の「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」として、取締役会の決議による選任・解任がされている役員者等)を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役員者等)も含む。

# 企業が女性活躍に取り組むことのメリット

・様々な調査結果から、企業が女性活躍に取り組むことのメリットを示す分析結果が得られている。

## 女性活躍の状況が投資判断で重視されている

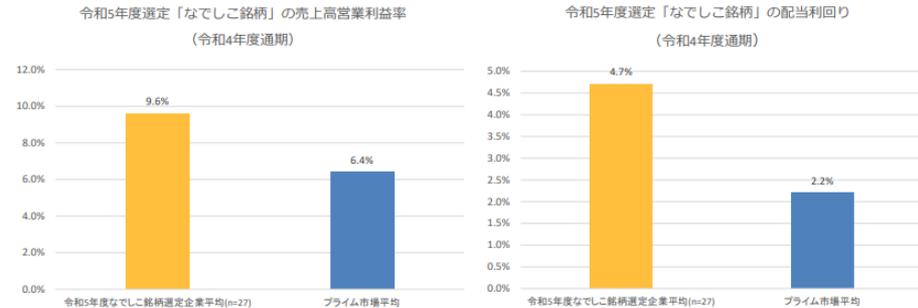
- ・投資判断に女性活躍情報を活用する機関投資家等は約3分の2で、活用の割合が最も高い女性活躍情報は「女性役員比率」である。



(出典) 「ジェンダー投資に関する調査研究」報告書  
(令和4年度 内閣府男女共同参画局)

## 女性活躍企業の業績パフォーマンスは高い傾向にある

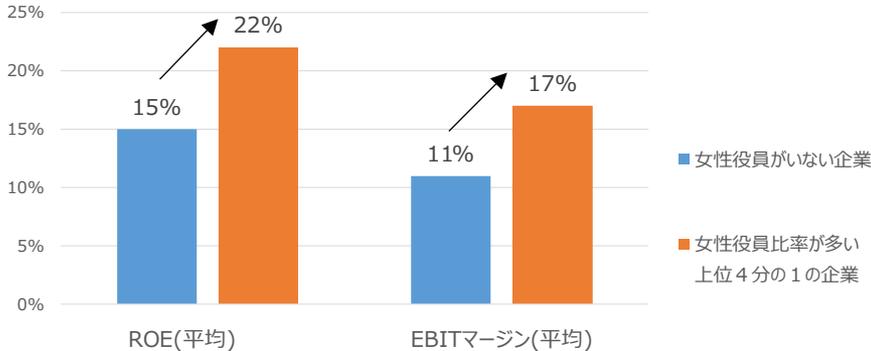
- ・令和5年度「なでしこ銘柄」選定企業27社群の令和4年度通期の売上高営業利益率(営業マージン)と配当利回りは、東証プライム銘柄の平均値を上回っている。



(備考) 「なでしこ銘柄」平均は経済情報プラットフォーム「SPEEDA」より該当指標に関して2022年度(2022年4月から2023年3月にかけて)の通期データを抽出し、作成。プライム市場の該当するデータは、東京証券取引所が公表している「2022年度(2022年4月期~2023年3月期)決算短信集計【連結】《プライム》」及び「株式平均利回り」より2022年度通期での「単純平均利回り」の平均値を算出し使用。  
(出典) 経済産業省「令和5年度なでしこ銘柄」レポート

## 役員に女性がいる企業のパフォーマンスは高い傾向にある

- ・女性役員比率が高い企業の方が、女性役員がいない企業よりもROE(自己資本利益率)、EBITマージン※が高くなっている。



(備考) EBITマージンは、支払金利前税引前利益と売上比率  
(出典) McKinsey&Company "Women Matter: Time to accelerate: Ten Years of Insight into Gender Diversity" (2017年)  
<調査対象: 10カ国の企業約300社 (日本を含まない)>

## 取締役会における女性割合が高い企業ほど株価パフォーマンスは高い

取締役会における女性の割合別、株価パフォーマンス



Source: Credit Suisse Research, MSCI ACWI, Refinitiv

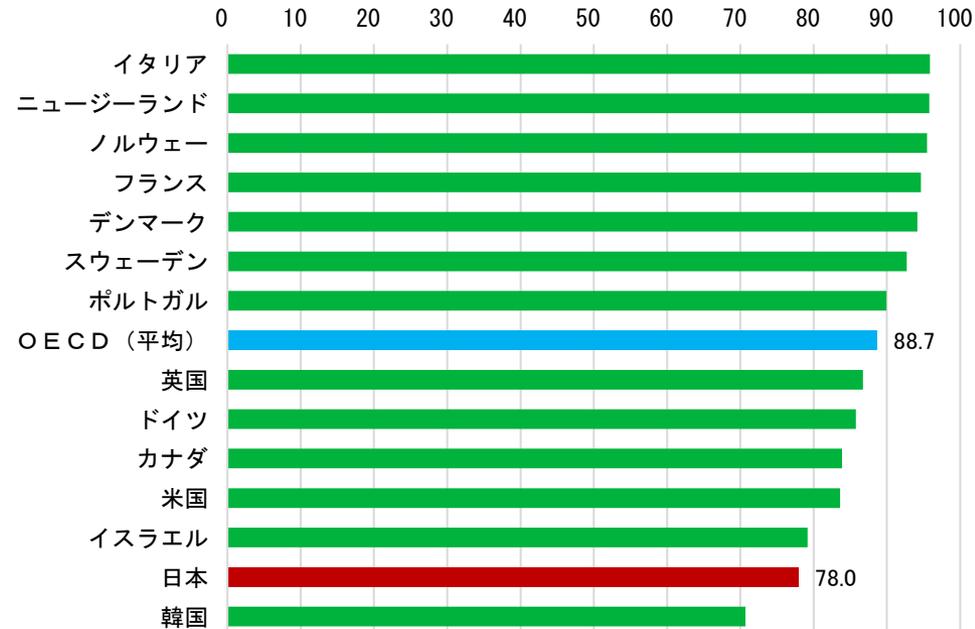
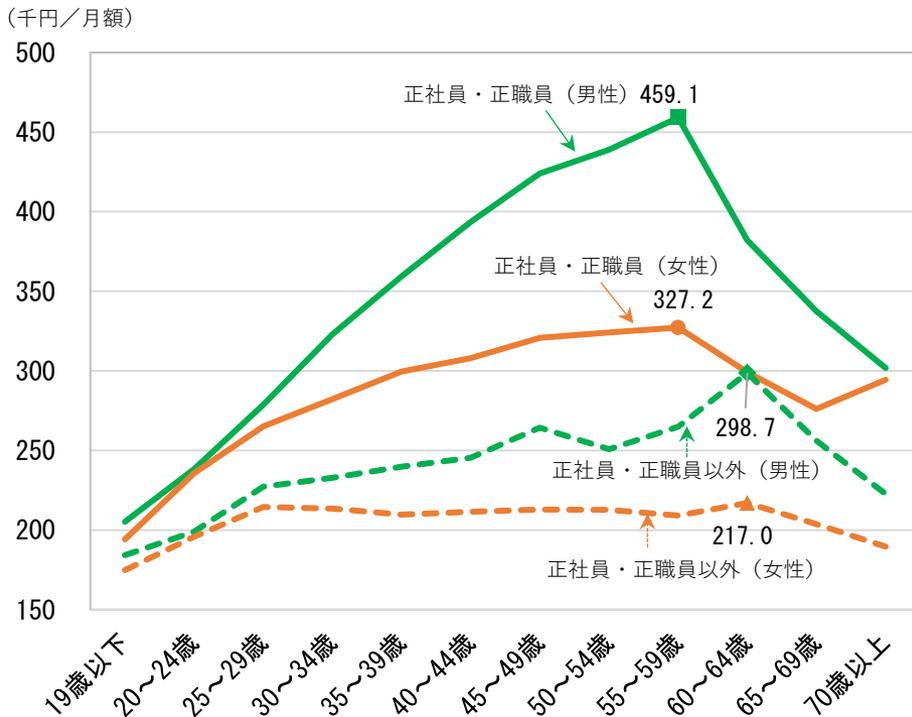
(備考) 2010年の株価パフォーマンスを100としている  
(出典) Credit Suisse Research Institute "Gender 3000 in 2021: Broadening the diversity discussion "(2021年)  
<調査対象: 46カ国の企業約3,000社>

# 給与額の男女間格差

- ・男女の所定内給与の格差を年齢階級別にみると、同じ雇用形態でも男女間に給与差があり、その差は年齢とともに拡大する傾向がある。
- ・我が国の男女間賃金格差はOECD諸国と比較しても大きい状況にあることが分かる。

所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別）

給与額の男女間格差（国際比較）

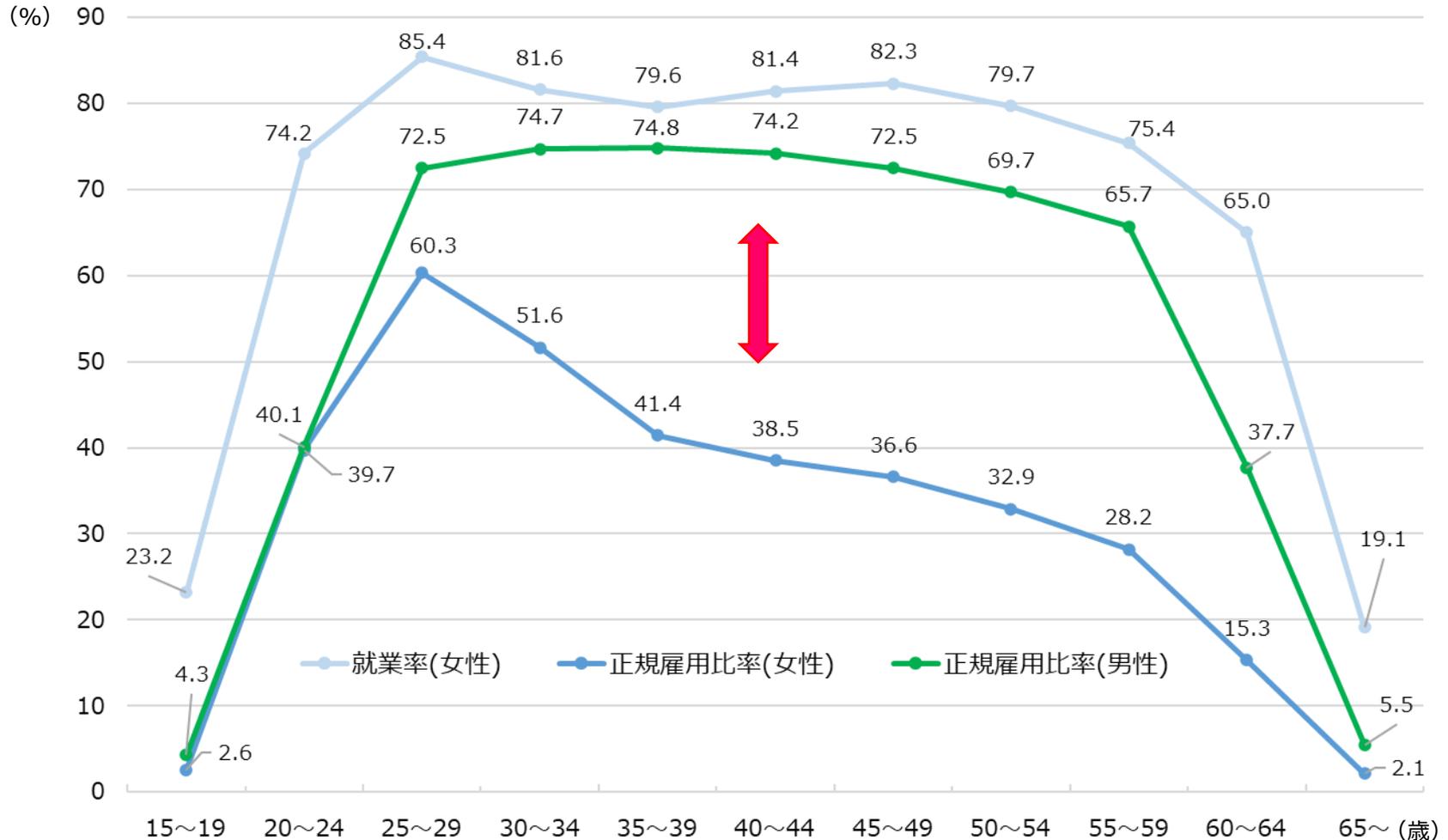


(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6(2024)年)より作成)

1. OECD "OECD Data Explorer"より作成。
2. ここでの男女間賃金格差とは、フルタイム労働者について男性賃金の中央値を100とした場合の女性賃金の中央値の水準を割合表示した数値。
3. デンマーク、フランス及びイスラエルは令和4(2022)年、それ以外の国は令和5(2023)年の数字。

# L字カーブの状況（令和6年）

- ・いわゆる「M字カーブ」は解消しつつあるが、女性の年齢階級別正規雇用比率が25～29歳の60.3%をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況（「L字カーブ」）がみられる。
- ・出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられる。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

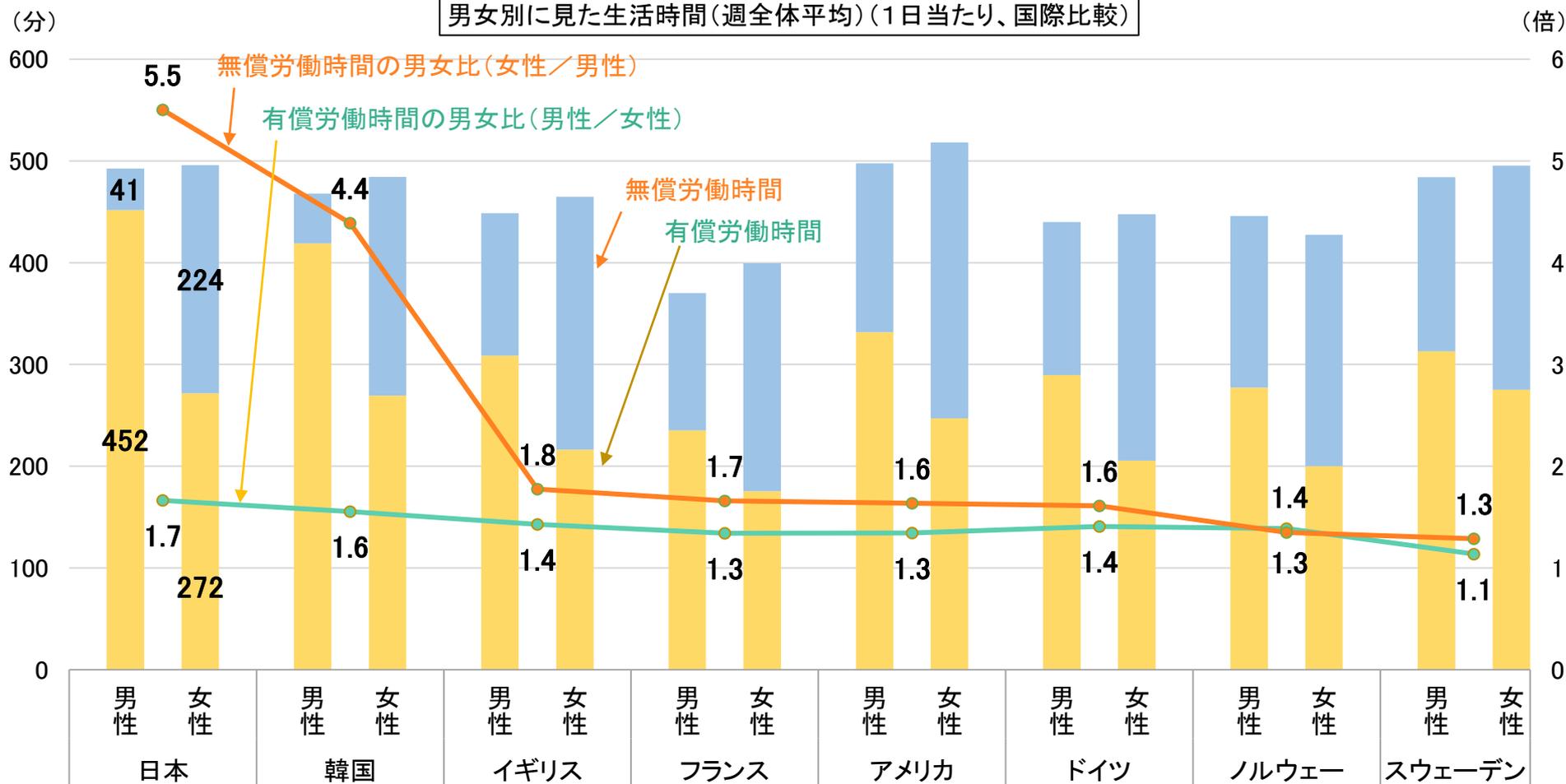
2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。

3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

# 生活時間の国際比較（男女別）

- ・諸外国と比較し、日本は男女ともに総労働時間（有償労働時間と無償労働時間の合計時間）が長い。
- ・有償労働時間の男女比を見ると、日本は1.7倍と、諸外国と比べて男女比が大きい。
- ・無償労働時間の男女比を見ると、日本は5.5倍と、諸外国と比べて男女比が大きい。

男女別に見た生活時間(週全体平均)(1日当たり、国際比較)



- (備考) 1. OECD“Gender data portal 2021 Time use across the world”をもとに、内閣府男女共同参画局作成。  
 2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。  
 3. 「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。  
 4. 日本は2016年、韓国は2014年、イギリスは2014年、フランスは2009年、アメリカは2019年、ドイツは2012年、ノルウェーは2010年、スウェーデンは2010年の数値。

# 科学技術・学術における男女共同参画の推進に係る現状

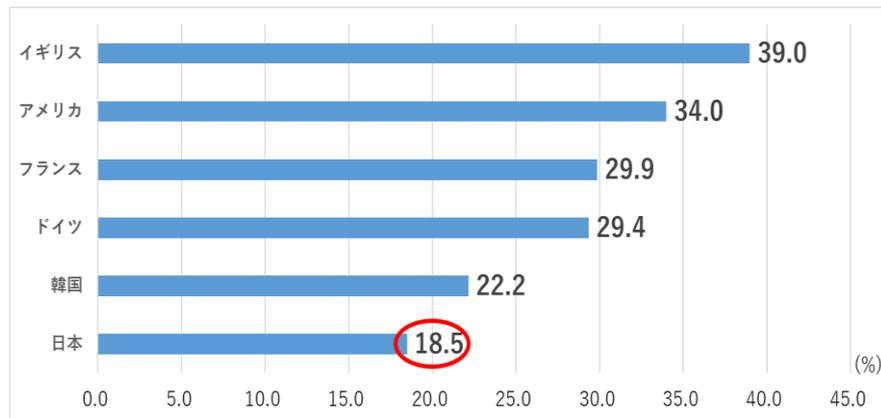
## 女性ノーベル賞受賞者数（自然科学分野）

	生理学・医学	物理学	化学	計
アメリカ	6	2	3	11
欧州	5	2	4	11
日本	0	0	0	0
その他	2	1	1	4
全体	13	5	8	26

※2024年までの受賞者を集計。

※その他の国は、イスラエル、オーストラリア、中国、カナダ。

## 諸外国の研究者に占める女性割合

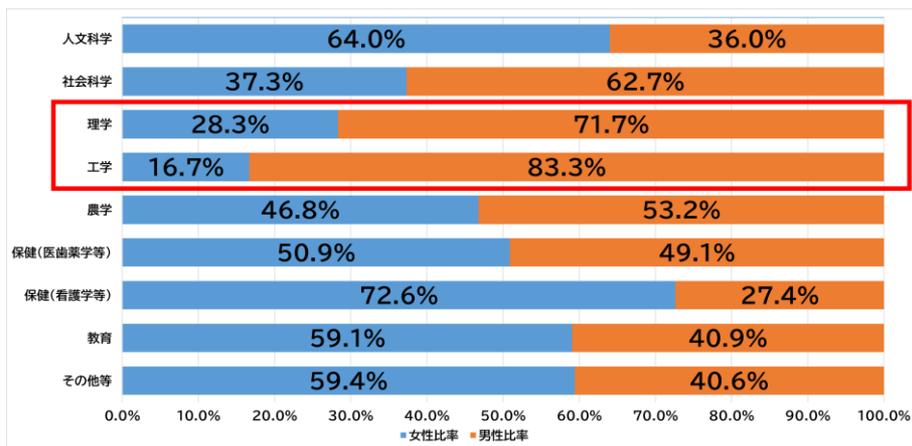


(出典) 総務省「科学技術研究調査」(令和6年)

OECD “Main Science and Technology Indicators”

米国立科学財団 (National Science Foundation : NSF) “Science and Engineering Indicators”

## 大学（学部）の学生に占める女性の割合



(出典) 文部科学省「令和6年度学校基本統計」

## OECDによる学習到達度調査(15歳時点)

	日本			OECD平均		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
科学的リテラシー平均得点	547点 1位	548点 1位	546点 1位	485点	485点	485点
数学的リテラシー平均得点	536点 1位	540点 1位	531点 1位	472点	477点	468点
読解力平均得点	516点 1位	508点 1位	524点 4位	476点	464点	488点

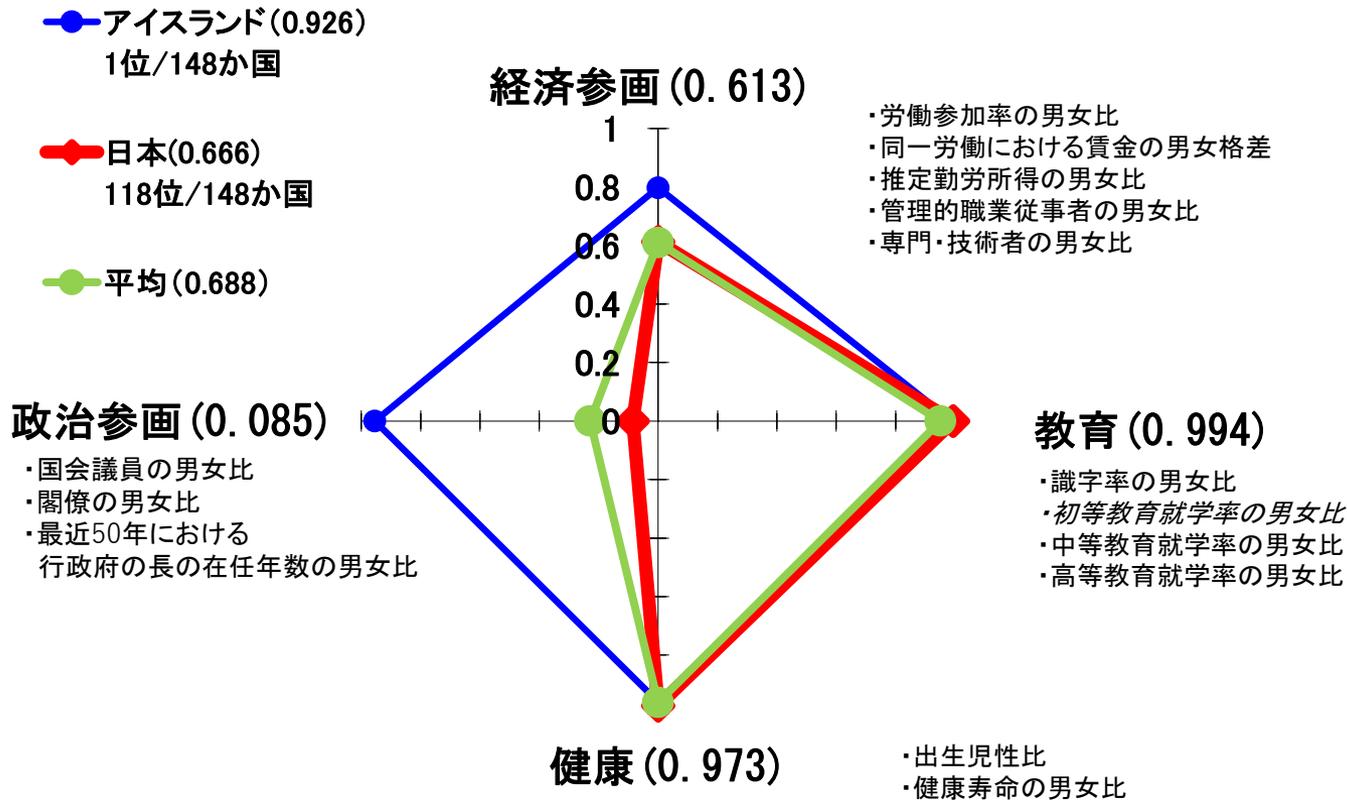
※OECD PISA (Programme for International Student Assessment) 2022 より作成

※順位はOECD加盟38か国中。

※調査段階で15歳3か月以上16歳2か月以下の学校に通う生徒が対象（日本では高校1年生）。

# ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2025年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。**
- ・**日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。**



順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
<b>118</b>	<b>日本</b>	<b>0.666</b>
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成  
 2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載  
 3. 分野別の順位: **経済(112位)**、**教育(66位)**、**健康(50位)**、**政治(125位)**

# ジェンダー不平等指数 (GII) ・ ジェンダー開発指数 (GDI)

- ・ジェンダー不平等指数(GII)は、国連開発計画(UNDP)が公表。リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、労働市場への参加の3つの側面における女性と男性の間の不平等による潜在的な人間開発の損失を表しており、**0が完全平等、1が完全不平等を示す**。日本は172か国中22位。
- ・ジェンダー開発指数(GDI)は、国連開発計画(UNDP)が公表。人間開発の3つの基本的な側面である健康、知識、生活水準における女性と男性の格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー不平等を表している。**1が完全平等であり、1からのプラスマイナス双方の乖離幅で男女差を計測する**。日本は184か国中89位。

ジェンダー不平等指数(GII)

順位	国名	値
1	デンマーク	0.003
2	ノルウェー	0.004
3	スウェーデン	0.007
4	スイス	0.010
5	オランダ	0.013
11	フランス	0.034
12	韓国	0.038
15	イタリア	0.043
18	カナダ	0.052
21	ドイツ	0.057
<b>22</b>	<b>日本</b>	<b>0.059</b>
23	エストニア	0.061
24	リトアニア	0.070
25	クロアチア	0.074
31	英国	0.083
41	中国	0.132
45	米国	0.169

ジェンダー開発指数(GDI)

順位	国名	値
1	ブルガリア	1.000
1	ポルトガル	1.000
3	アイルランド	1.001
3	クロアチア	0.999
3	スロバキア	0.999
23	フランス	0.993
33	米国	1.009
33	カナダ	0.991
66	英国	0.979
74	中国	0.976
79	ドイツ	0.975
79	イタリア	0.975
86	オランダ	0.971
86	モーリシャス	0.971
86	モルドバ	1.029
<b>89</b>	<b>日本</b>	<b>0.970</b>
89	モンゴル	1.030
106	韓国	0.959

【参考】人間開発指数(HDI)

順位	国名	値
1	アイスランド	0.972
2	ノルウェー	0.970
2	スイス	0.970
4	デンマーク	0.962
5	ドイツ	0.959
13	英国	0.946
16	カナダ	0.939
17	米国	0.938
20	韓国	0.937
21	スロベニア	0.931
22	オーストリア	0.930
<b>23</b>	<b>日本</b>	<b>0.925</b>
24	マルタ	0.924
25	ルクセンブルク	0.922
26	フランス	0.920
29	イタリア	0.915
78	中国	0.797

(備考) 1. 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2025」より作成。

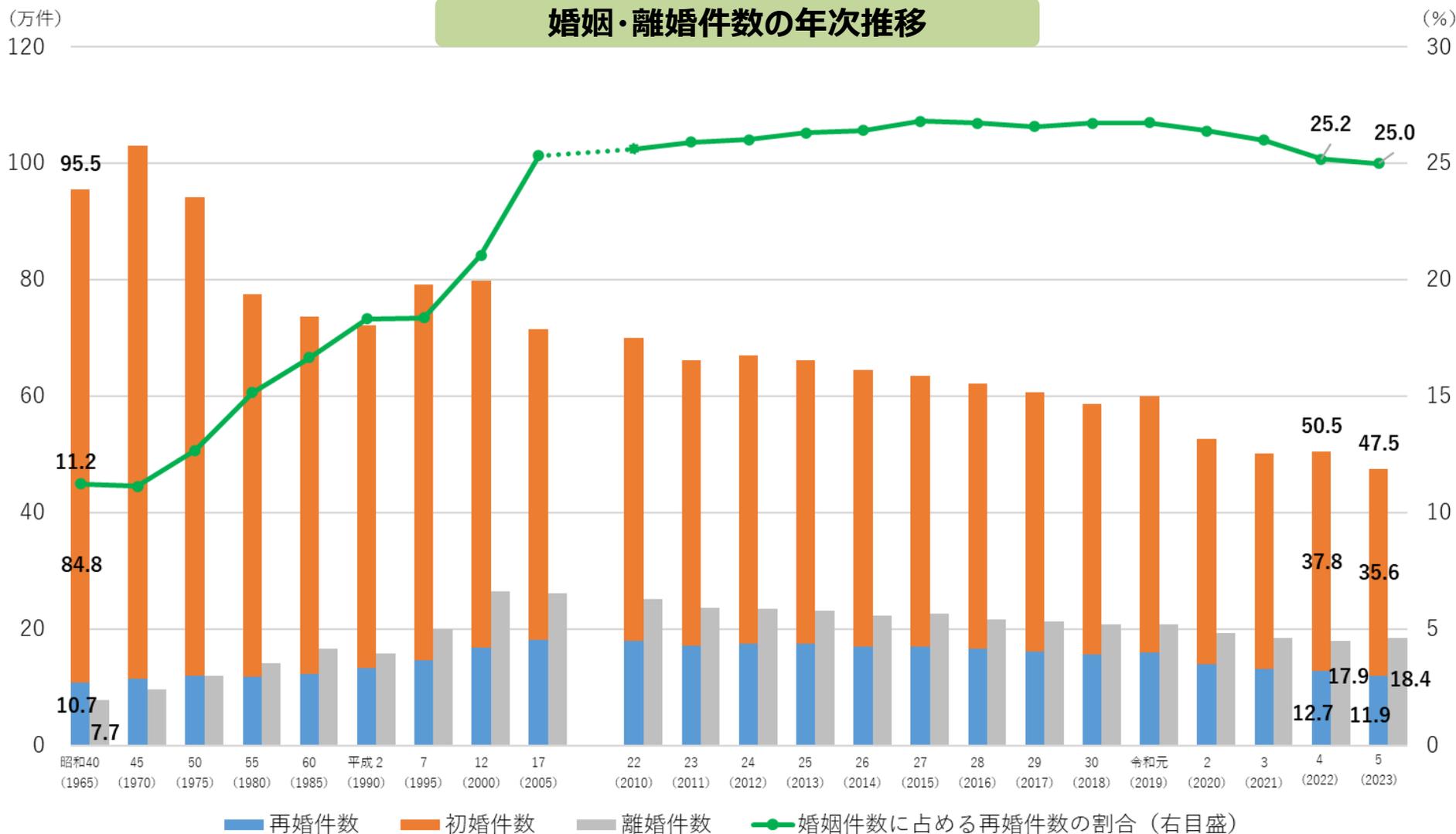
2. GII、GDI及びHDIは令和5(2023)年の値。

3. GIIは、「妊産婦死亡率」、「思春期出生率(15~19歳の女性1,000人当たりの出生数)」、「国会議員女性割合」、「中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)」、「労働参加率(男女別)」から算出している。

4. GDIは、「出生時の平均寿命」、「平均就学年数及び予想就学年数」、「一人当たり国民総所得(GNI)」からHDI(人間開発指数)を男女別に算出し、女性HDI/男性HDIにより算出している。

# 離婚・再婚の動向

- ・婚姻件数について、近年は減少傾向で推移。
- ・離婚件数について、近年は減少傾向で推移していたが、令和5年は増加。



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。  
 2. 初婚件数は「夫妻とも初婚の件数」、再婚件数は「夫妻とも再婚又は夫妻のどちらか一方が再婚の件数」。  
 3. 婚姻件数に占める再婚件数の割合は、「再婚件数」／「婚姻件数総数(初婚件数+再婚件数)」×100。

# 男女の寿命について

	男	女
90歳時 生存割合	28.1%	52.6%
95歳時 生存割合	10.5%	27.9%
平均寿命	81.56歳	87.71歳
死亡年齢 最頻値 <sup>(※)</sup>	88歳	93歳
100歳以 上の人口	9,766人	69,757人
105歳以 上の人口	715人	5,800人

(※) 「死亡年齢最頻値」は死亡者数が最も多い年齢

出典：100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「第23回生命表」

# 10代・20代女性のライフイベント年齢

- 現代の女性は、結婚・出産等に関し、数十年前の女性とは異なる状況にある。  
現代女性が生理と付き合う期間は長い。



- (出典) ● 平均初潮年齢：大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室「第12回全国初潮調査結果」より内閣府男女共同参画局作成。  
備考：1987年の数値は1987年調査結果、2021年の数値は2011年調査結果をそれぞれ記載。
- 30歳時の未婚割合：総務省統計局「国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。  
注：30歳時の未婚割合 = 30歳時の未婚者数 / (30歳時の未婚者数 + 有配偶者数 + 死別者数 + 離別者数)  
備考：1987年の数値は1985年調査結果、2021年の数値は2020年調査結果をそれぞれ記載。
- 第一子出産年齢、第二子出産年齢：厚生労働省「出生に関する統計」の概況より内閣府男女共同参画局作成。  
備考：1995年以前は5年毎の調査のため1987年の数値は1985年を引用した。
- 合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）の概況」より内閣府男女共同参画局作成。

# 家族の姿の変化

昭和55年（1980年）

夫婦と子供  
15,081 千世帯 **42.1%**



3世代等  
7,124 千世帯 **19.9%**



単独  
7,105 千世帯 **19.8%**



夫婦のみ  
4,460 千世帯 **12.5%**



ひとり親と子供  
2,053 千世帯 **5.7%**



平成27年（2015年）

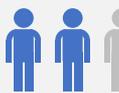
単独  
18,418 千世帯 **34.5%**



夫婦と子供  
14,288 千世帯 **26.8%**



夫婦のみ  
10,718 千世帯 **20.1%**



3世代等  
5,024 千世帯 **9.4%**



ひとり親と子供  
4,748 千世帯 **8.9%**



令和2年（2020年）

単独  
21,151 千世帯 **38.0%**



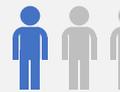
夫婦と子供  
13,949 千世帯 **25.0%**



夫婦のみ  
11,159 千世帯 **20.0%**



ひとり親と子供  
5,003 千世帯 **9.0%**



3世代等  
4,283 千世帯 **7.7%**



注) 総務省「国勢調査」より作成。一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

# 男性の人生の変化

男性の育児休業取得率は30.1%。50歳男性の4人に1人は独身(結婚未経験)。男性の単独世帯は1094万世帯(一般世帯数の19.6%)。家庭や地域社会において男性の活躍を広げることが不可欠。

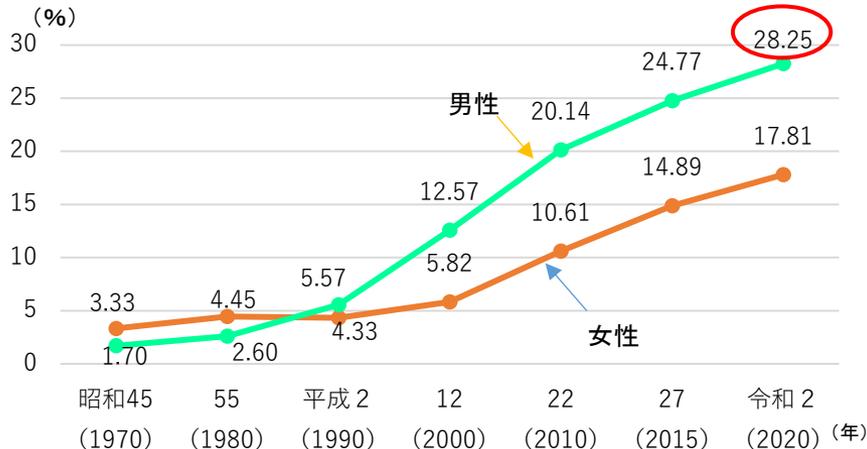
## 民間企業の育児休業者の割合

	2021年度	2022年度	2023年度
女性	85.1%	80.2%	84.1%
男性	14.0%	17.1%	30.1%

(備考) 厚生労働省「雇用均等基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

- 男性の一般職国家公務員の育児休業取得率(人事院調べ)
  - ・ 72.5% (2022年度)
- 地方公務員の男性の育児休業取得率(総務省調べ)
  - ・ 31.8% (2022年度)

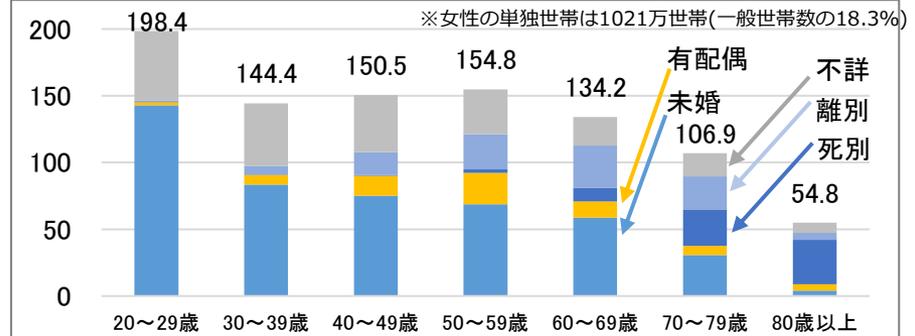
## 50歳時の未婚割合



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2022)」より作成。  
 2. 「50歳時の未婚割合」とは、45~49歳の未婚割合と50~54歳の未婚割合の平均値。  
 3. 平成27(2015)年と令和2(2020)年は、配偶関係不詳補完結果に基づく値。

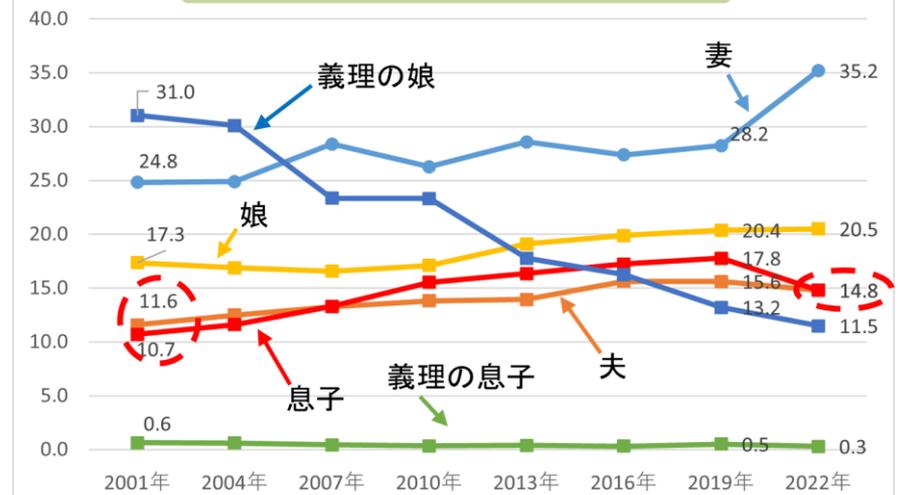
## 男性の単独世帯数(年齢階級別) : 1094万世帯

(万世帯)



(備考) 総務省「令和2年国勢調査」より作成。一般世帯。施設に入っている人は含まれない。

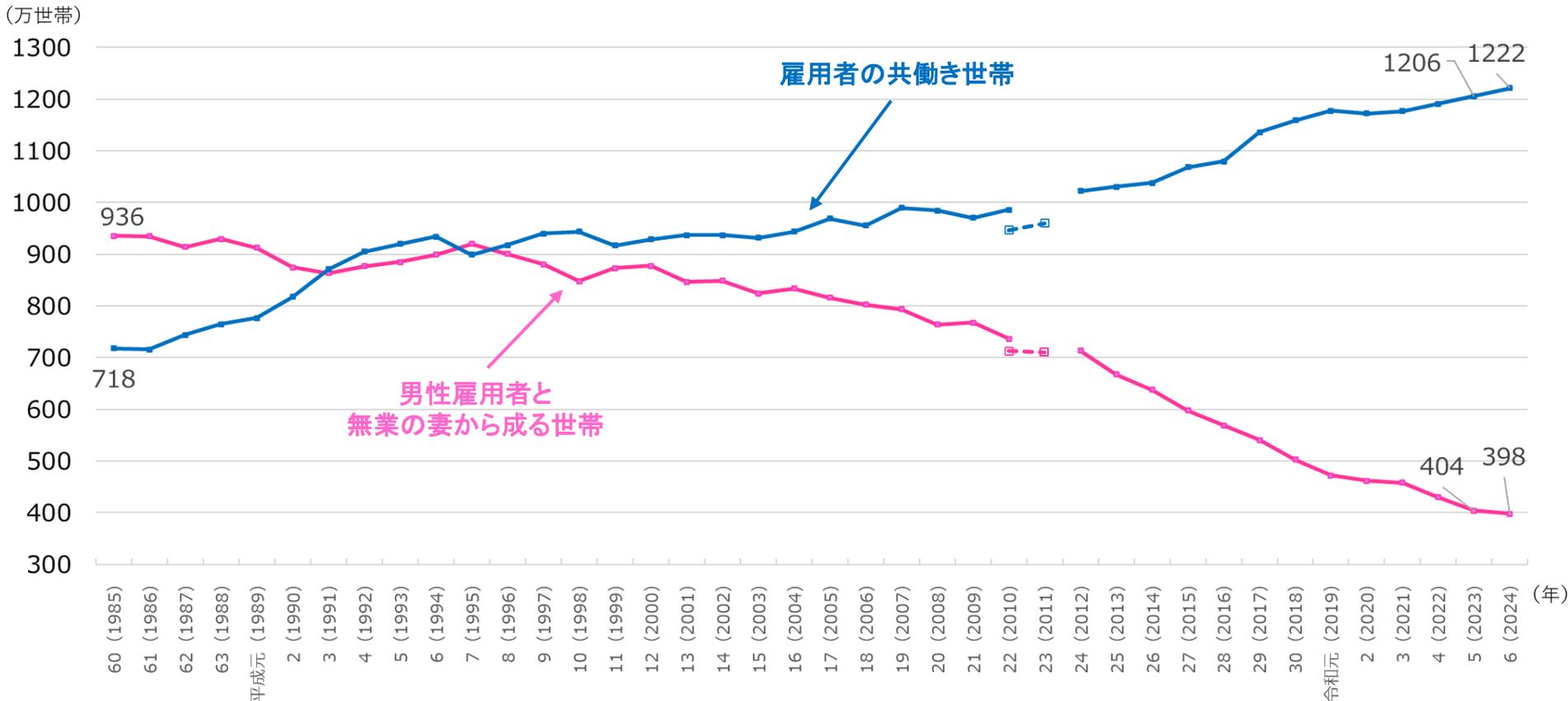
## 同居の主な介護者の続柄の推移



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

# 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移

- 雇用者の共働き世帯は増加傾向。
- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向。



- (備考)
1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
  2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
  3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
  4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

# ひとり親世帯の状況

- ・ およそ30年間で、母子世帯は約1.4倍に増加している。
- ・ ひとり親世帯（特に母子世帯）は、就業率が高いが、平均年間就労収入が一般世帯と比べて低い。また、養育費を受け取っていない世帯が全体の約7割となっている。

母子世帯数<sup>(注)</sup> 84.9万世帯 → 119.5万世帯（ひとり親世帯の88.9%）  
 父子世帯数<sup>(注)</sup> 17.3万世帯 → 14.9万世帯（ひとり親世帯の11.1%）  
 （昭和63(1988)年） （令和3(2021)年）

（注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

〔参考〕児童のいる世帯数は983.5万世帯（令和5（2023）年）〔出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」〕

	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)	
就業率	<b>86.3%</b>	88.1%	女性74.1% 男性84.5%	
	雇用のうち 正規	53.5% <sup>(※)</sup>	91.6% <sup>(※)</sup>	女性50.6% 男性83.0%
	雇用のうち 非正規	<b>46.5%</b> <sup>(※)</sup>	8.4% <sup>(※)</sup>	女性49.4% 男性17.0%
平均年間 就労収入	<b>236万円</b> 正規:344万円 パート・アルバイト等:150万円	496万円 正規:523万円 パート・アルバイト等:192万円	平均給与所得 女性316万円 男性569万円	
養育費 受領率	<b>28.1%</b>	8.7%	—	

【出典】母子世帯及び父子世帯はこども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」（推計値、令和3年度）

一般世帯は総務省「労働力調査」（15～64歳、令和6年）、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和5年）

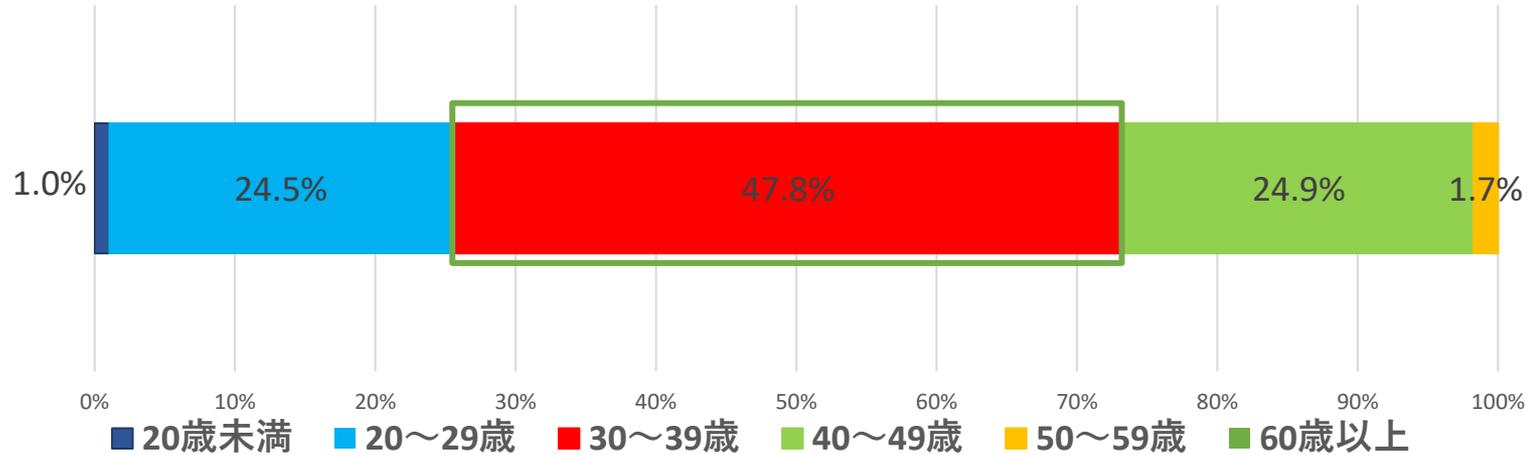
（※）母子世帯及び父子世帯の正規／非正規の構成割合は

「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」及び「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合

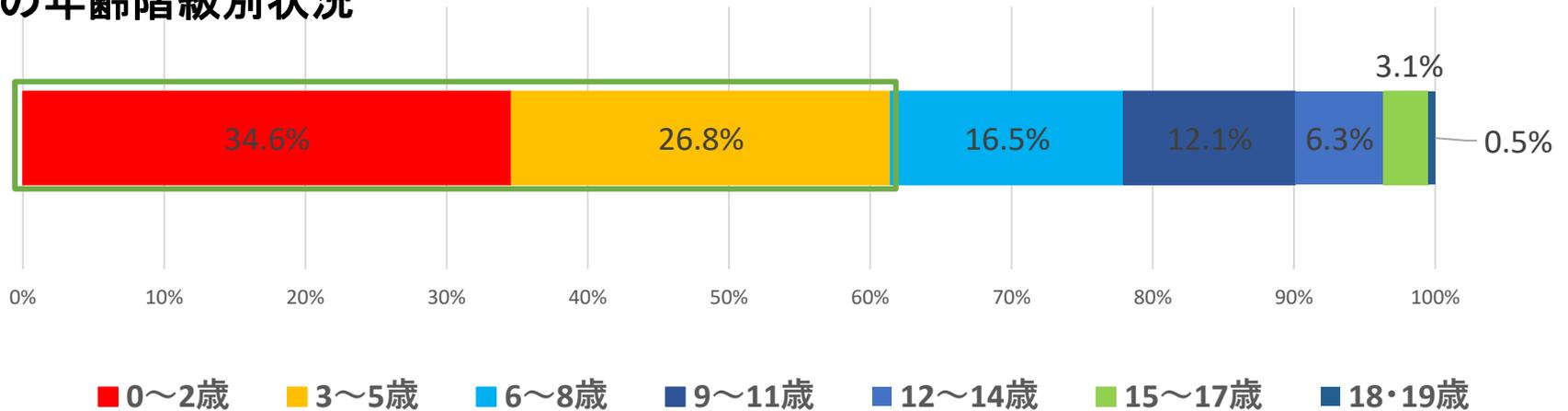
# 離婚で母子世帯になった時の母及び末子の年齢

- ・母子世帯になった時の母の年齢を見ると、30代が約5割(47.8%)であり、次いで40代(24.9%)、20代(24.5%)となっている。
- ・末子が5歳以下で母子世帯になった割合が、全体の6割を占めている。

## ○母の年齢階級別状況



## ○末子の年齢階級別状況

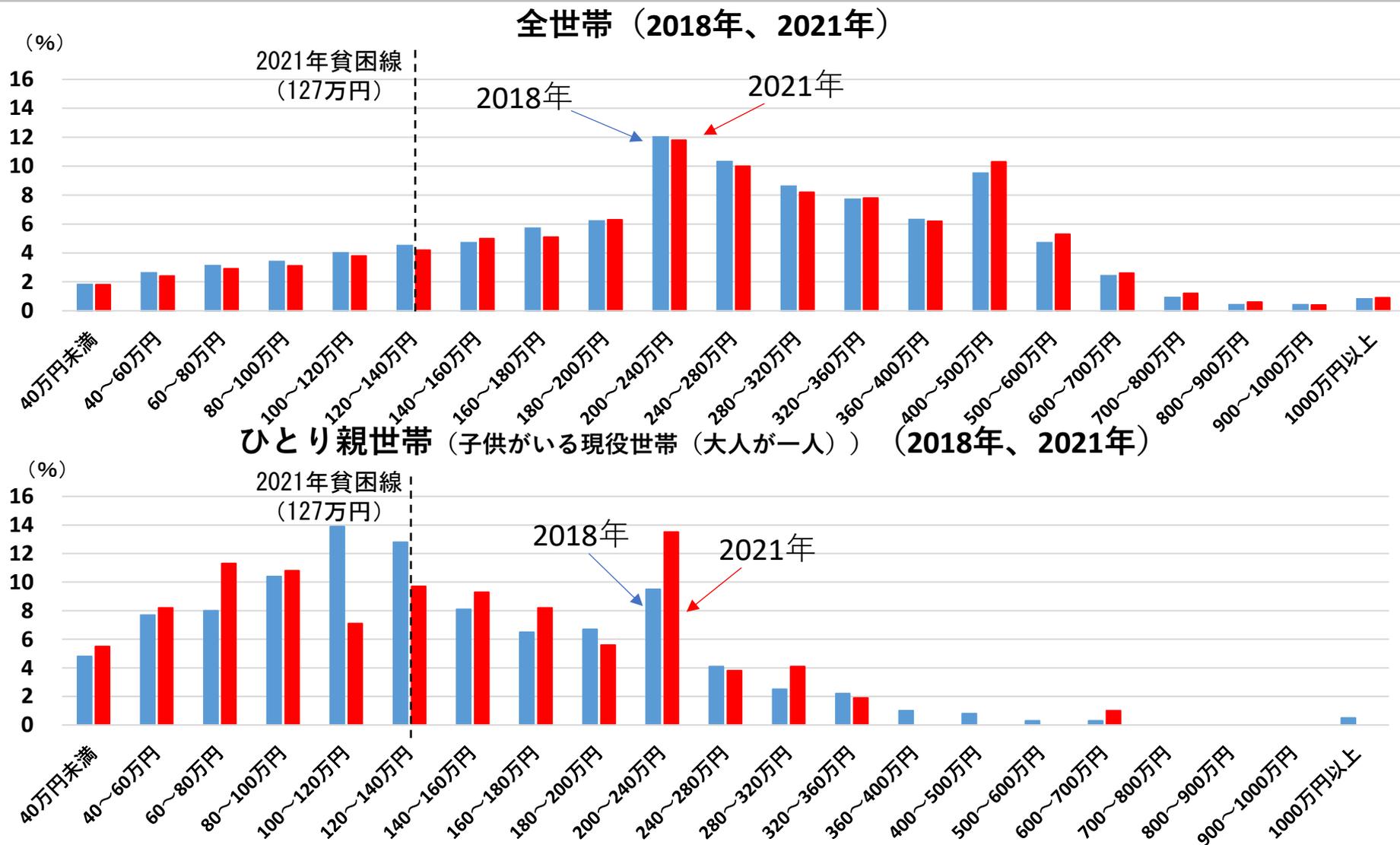


- (備考) 1. 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。  
2. 母子世帯は、父のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母によって養育されている世帯。  
3. 「離婚」は、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚の合計。  
4. 母の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の母親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。  
5. 末子の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の末子の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

# 全世帯とひとり親世帯の等価可処分所得の分布

・ひとり親世帯（※）の約半数は、等価可処分所得が貧困線以下となっている。

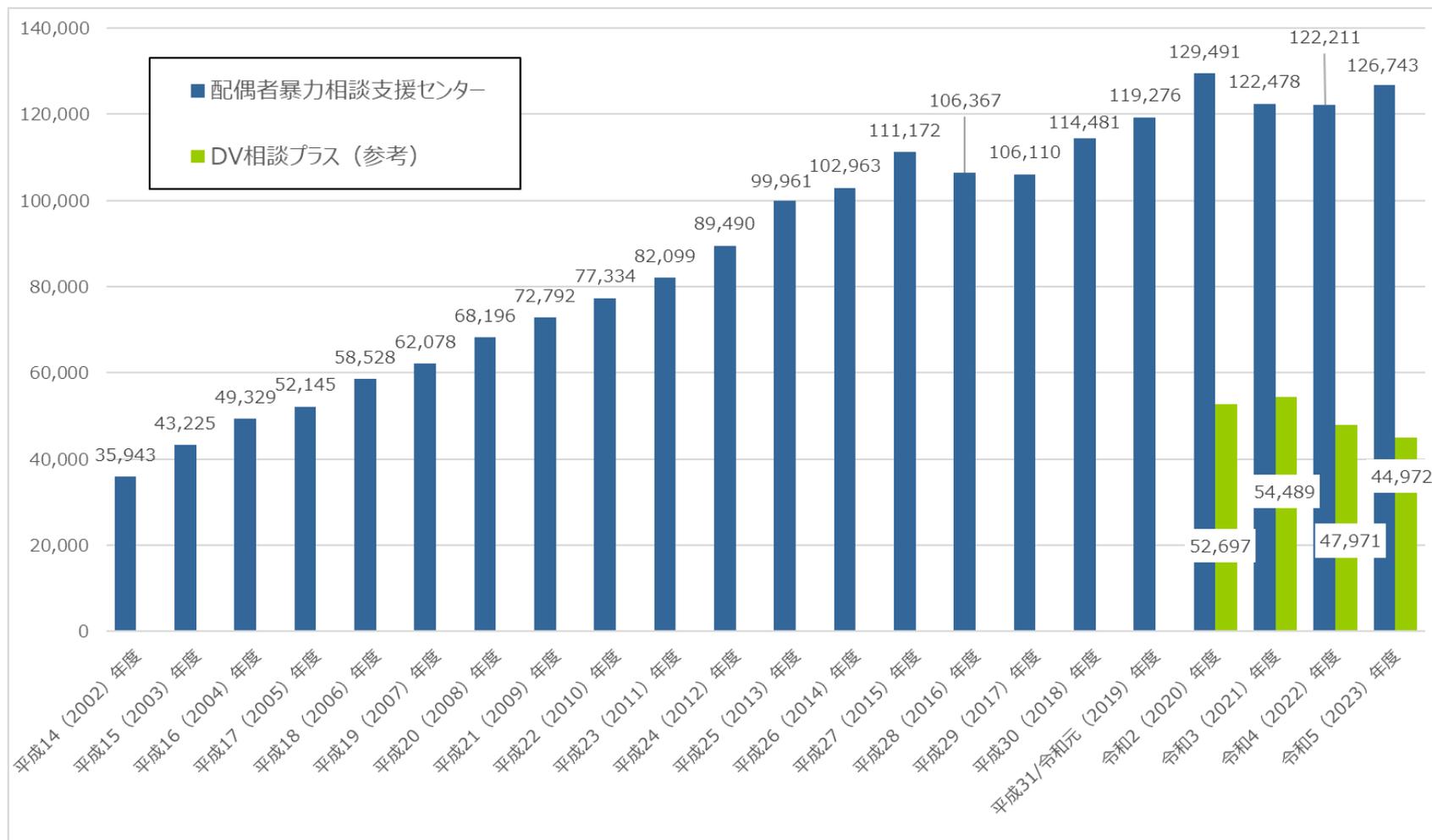
※ 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2022年)より作成。  
 2. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 3. 等価可処分所得金額不詳の世帯員を除く。

# 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和5（2023）年度は、約12.7万件で、前年度から増加（前年度比約4%増）。



※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。（令和6年12月時点）

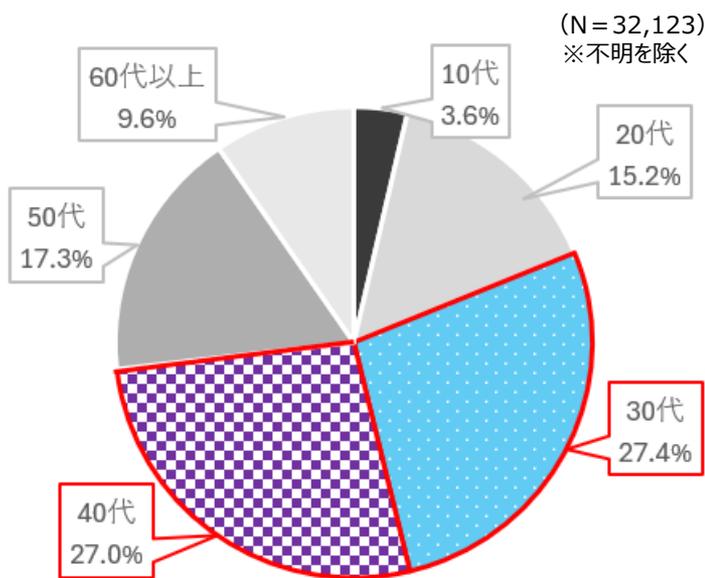
※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

# D V 相談者の年齢・相談内容

- ✓ 相談者の年齢は、30代・40代で半数以上(54.4%)を占める。
- ✓ 相談内容の約7割(73.7%)が精神的DVを含んだ相談となっている。

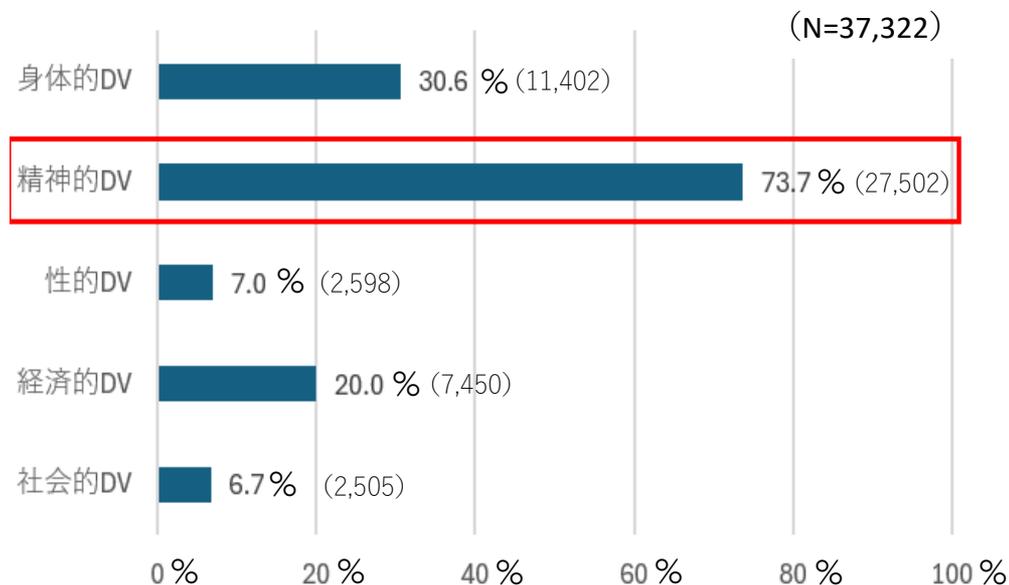
## 相談者の年齢

30代・40代で全体の半数以上を占める。



## 相談内容 (複数回答)

相談内容の約7割が精神的DVを含んだ内容

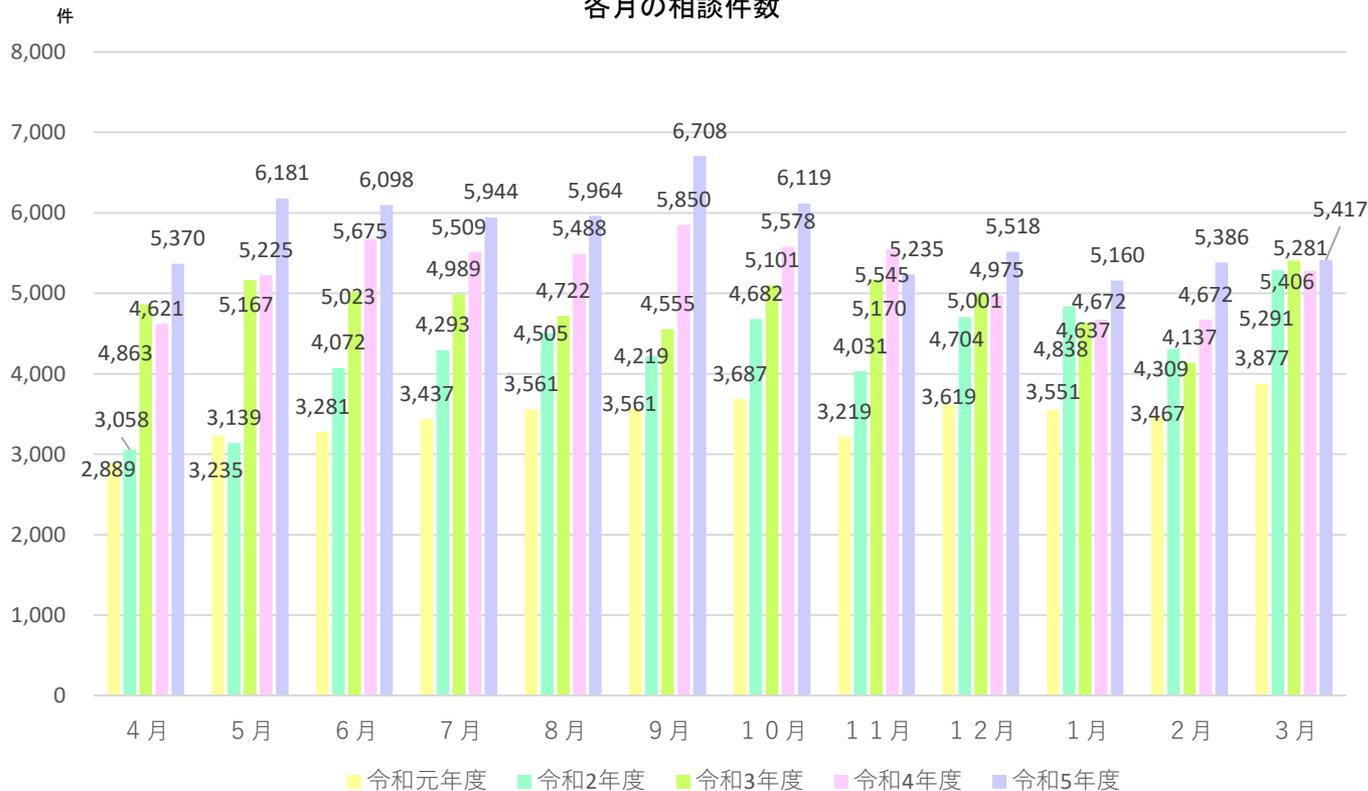


(出典)令和6年度「DV相談プラス事業における相談状況調査事業」報告書

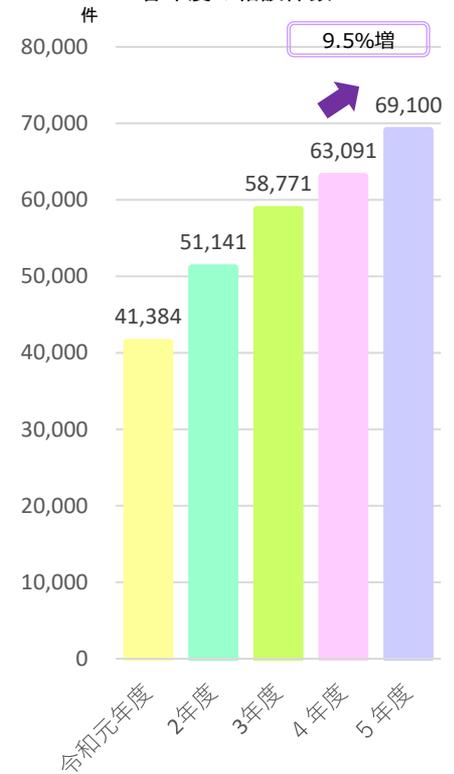
# 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移(令和元年度～5年度)

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、**年々増加**。  
令和5年度は、**前年度比9.5%増**。(11月を除き、前年度を上回って推移)

各月の相談件数



各年度の相談件数



- 注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。  
2. 対象となるセンターは、令和元年度49か所、令和2（2020）年度49か所、令和3（2021）年度49か所、令和4（2022）年度50か所、令和5（2023）年度50か所。

# ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。  
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

## 性別

### <電話相談>

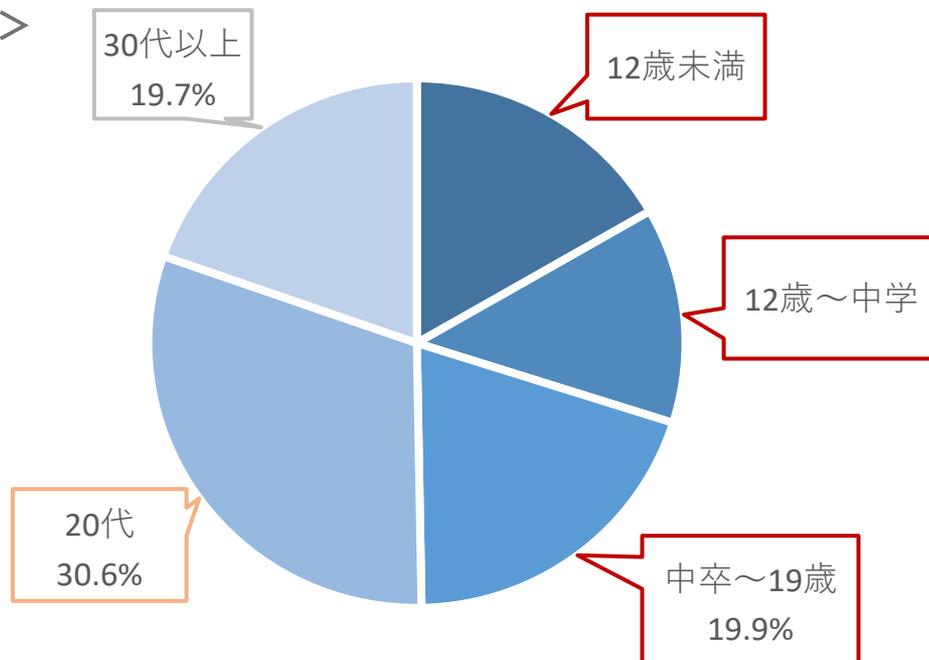
女性 81.7%、男性 14.0%

### <面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

## 被害時の年齢

### <面談>



N=539

※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。

## I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待たなしの課題。  
⇒全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。

## II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

各地の女性が、いかなるライフステージにあっても仕事を得て、自分らしく生きていくための礎として、女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正し、所得向上・経済的自立を図ることが必要。  
⇒女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。

## III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

女性の活躍は、多様性(ダイバーシティ)が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。⇒企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。

## IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。

⇒配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。

## V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながる。⇒男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。

## I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

### (1) 全国各地における女性の起業支援

○女性がアクセスしやすい全国各地の男女共同参画センター等をサポートの拠点として、地域の実情を踏まえた取組(セミナー等の継続的な開催を通じたロールモデルとの出会い・仲間とのネットワーク形成の促進、起業ステージの進捗に応じた更なるステップアップの機会の提供、地域の意識変革に向けた啓発等)を進め、女性の起業の裾野拡大等を図る。

⇒地域女性活躍推進交付金等による財政支援、各地の好事例の収集・横展開、男女共同参画センター等と関係機関との連携体制の構築支援、全国的な外部専門人材のデータベースの整備、男女共同参画センター等を含む各地の関係機関とマッチングによる人材派遣の仕組みの構築、啓発素材の作成・提供等を行う。

○女性起業家の更なる活躍を後押しするとともに、女性起業家に対するハラスメントの防止に取り組む。

⇒ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援、女性起業家支援ネットワークの構築、女性起業家による資金調達への支援、地域密着型事業の立ち上げ支援、アントレプレナーシップ教育の推進等に取り組む。

・フリーランスの就業環境の整備や、女性起業家に対するハラスメント防止に向けた、ベンチャーキャピタル等の支援機関に対する研修の実施、コンプライアンス管理の体制確保、相談支援に取り組む。

### (参考) 地域で輝く女性起業家サロン

女性活躍・男女共同参画担当大臣が、地域で活躍する女性起業家等と、今求められている支援策等についてフランクに論じ合う「地域で輝く女性起業家サロン」を日本各地で開催してきた。また、地方訪問時には、地域にお住いの一般の女性の皆さんとの意見交換会も併せて実施した。

意見交換においては、根強い性別役割分担意識等の存在や、女性起業家の身近なロールモデル、起業に取り組む仲間やメンター等のネットワーク、女性の起業を伴走型で精神面・ノウハウ面にわたりサポートをする人材の不在等が指摘された。

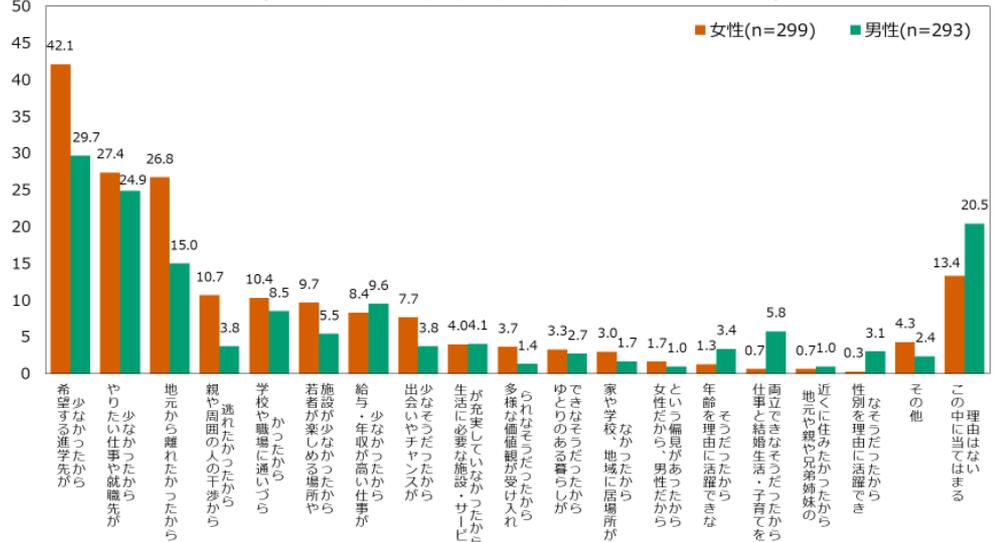


#### 【開催実績】

令和7年

- 1月18日 第1回サロン  
滋賀県立男女共同参画センター「G-Netしが」  
(滋賀県近江八幡市)
- 1月23日 第2回サロン 三原大臣室
- 2月4日 サロン参加者と石破内閣総理大臣との面会
- 2月15日 第3回サロン  
男女共同参画センター横浜「フォーラム」(神奈川県横浜市)
- 3月22日 第4回サロン  
福島市クワイティブビジネスサロン(福島県福島市)
- 4月24日 第5回サロン 三原大臣室
- 5月10日 第6回サロン  
福岡県男女共同参画センター「あすばる」(福岡県春日市)

(東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者のうち、自分の都合で出身地域を離れた者)  
(令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査)



(備考) 1. 「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」(令和6年度内閣府委託調査)より作成。回答者は18～39歳の男女。  
2. 自分の都合(進学や就職など)で、中学校卒業時点に住んでいた地域から転居し(離れた)と回答した者に対し、「あなたが、自分の都合で、中学校卒業時点に住んでいた地域から転居した(離れた)理由を教えてください。(いくつでも)」と質問。  
3. 東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。  
東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者… 中学校卒業時点では東京圏以外に居住しており、現在は東京圏に居住している者。

## (2) 地域における魅力的な職場、学びの場づくり

- 改正女性活躍推進法を踏まえ、女性活躍の更なる推進を図る。  
⇒男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の強化(常用労働者101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付け)、女性の健康上の特性に留意した取組の推進、ハラスメント対策の強化に取り組む。
- 地域において女性にとって魅力的な職場づくり、学びの場づくりに取り組む。併せて、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を図る。  
⇒「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、地方や中小企業における女性の登用推進、中小企業における柔軟な働き方・ダイバーシティ経営の推進、地域働き方・職場改革等の推進、農林水産業における女性活躍の推進、建設産業における女性活躍・定着の促進、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組の推進等に取り組む。

## (3) 地域における人材確保・育成及び体制づくり

- 独立行政法人国立女性教育会館を機能強化した「男女共同参画機構」(第217回国会に法案を提出)の設立や、男女共同参画センターの機能強化等により、地域における女性活躍・男女共同参画の推進体制の充実を図る。  
⇒男女共同参画センターガイドラインの策定など各地の男女共同参画センターの機能強化に向けた取組、男女共同参画機構と各地の男女共同参画センターの情報プラットフォームの構築、地域課題の把握に向けた統計データの整理等に取り組む。
- 地域の実情に応じた自治体の取組を支援する。  
⇒地域女性活躍推進交付金・新しい地方経済・生活環境創生交付金等による自治体への支援、女性活躍に取り組む地方自治体の好事例の横展開等を行う。

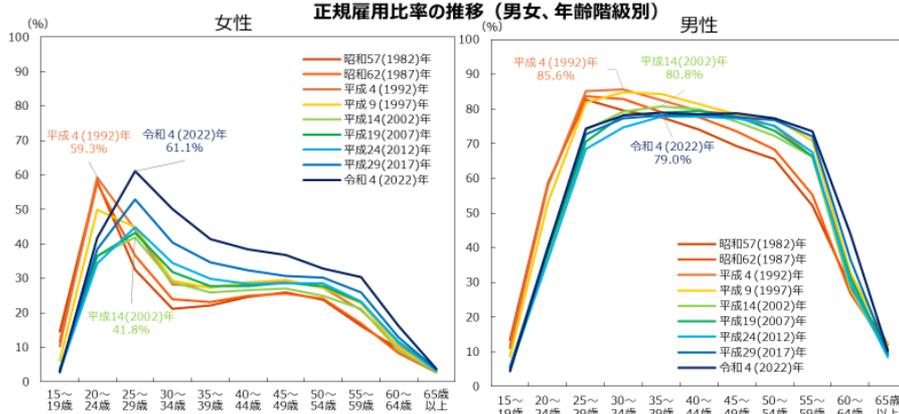
## (4) 地域における安心・安全の確保

- 災害時には、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応を推進し、平常時・災害時を問わないフェーズフリーの観点を踏まえ、平常時から災害に強い地域社会の実現を図る。  
⇒能登半島地震調査の結果を踏まえた男女共同参画の視点からの取組の推進、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大、防災の現場等における女性の参画拡大、消防吏員、消防団員への女性の加入促進、男女共同参画の視点に立った民間との連携・協働体制の構築、男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の推進に取り組む。

# II 全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり

## (1) 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

- 非正規雇用労働者の正社員転換や女性デジタル人材の育成をはじめとするリスクリングの促進等による「L字カーブ」の解消等により、女性が希望に応じて働くことができる環境づくりを進める。  
⇒「L字カーブ」の解消に向けた取組の強化、「同一労働同一賃金」の遵守の徹底、「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、求職者に対する情報公表の促進、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、医療・介護・福祉などの分野で働く方々の賃上げ、雇用保険の適用拡大、ひとり親家庭への支援(就労支援、養育費受領率の向上等)等に取り組む。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。 2. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。

### (2) 仕事と育児・介護の両立の支援

○家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状を踏まえ、各種の支援により、育児や介護をはじめとしたライフイベントとキャリア形成の両立を図る。

⇒長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「共働き・子育て」の実現に向けた取組（男性の育児休業取得の更なる促進、育児時短就業給付の実施・周知、仕事と育児を両立できる職場環境の整備、出生後休業支援給付の実施・周知）、仕事と介護の両立支援の促進、外部サービス利用の普及による家事負担の軽減、キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査結果を踏まえた啓発、仕事と育児の両立にも資する就学児の居場所づくり、若者のライフデザイン支援等に取り組む。

### (3) 仕事と健康課題の両立の支援

○女性自身に対する支援や企業における取組の推進等により、働く女性のライフステージごとの健康課題に配慮し、女性の活躍を後押しする。

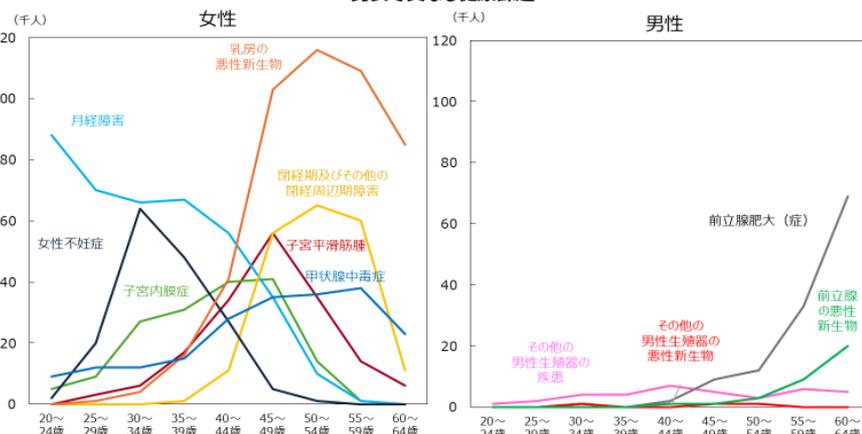
⇒・健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進、女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進、中小企業における取組促進も視野に入れた女性の健康課題に対応する施策の充実にに向けた効果検証等に取り組む。

### (4) 職場等におけるハラスメントの防止

○職場等におけるハラスメントは、あってはならないものであり、事業主に雇用管理上の措置を義務付けること等により、ハラスメントの防止を図る。

⇒ハラスメントの規範意識の醸成、カスタマーハラスメント・就活等ハラスメント対策の強化等に取り組む。

### 男女で異なる健康課題



(備考) 1. 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。  
 2. 総患者数は、ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。  
 総患者数 = 推計入院患者数 + 推計初診外来患者数 + (推計再来外来患者数 × 平均診療回数 × 調整係数 (6/7))  
 推計に用いる平均診療回数は99日以上を除外して算出。  
 3. 「乳癌の悪性新生物」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

## Ⅲ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

### (1) 企業における女性活躍の推進

・改正女性活躍推進法に基づく女性管理職比率の情報公表の義務化、プライム市場上場企業における女性役員割合を2030年までに30%以上とする政府目標達成に向けた女性役員登用の加速化に向けた取組、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等を加点評価する取組等を推進する。

### (2) 政治・行政分野における男女共同参画の推進

・女性の政治参画への障壁等に関する調査の結果を踏まえ、関係機関の連携・協力も得ながら、様々な機会を通じ、女性の政治参画への障壁とその解消に向けた必要な取組について啓発を行うなど、政治分野における男女共同参画を推進する。  
 ・各府省において、各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標を定め、より一層の女性登用に向けた取組を強化するなど、行政分野における女性活躍を推進する。

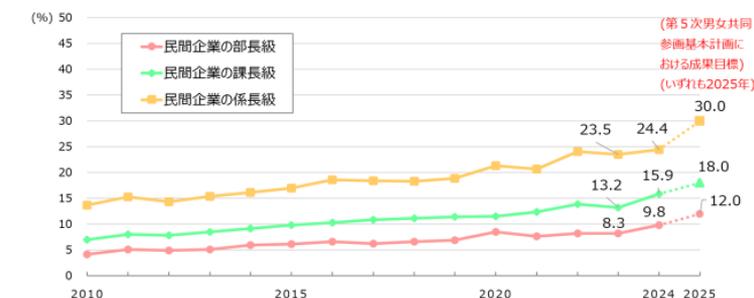
### (3) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進

・女子中高生の理工系分野への進学促進に向けた啓発等の取組や、国立大学・高専における女子学生の増加等に対応した施設整備など、女性が少ない分野への進学者増に向けた取組の推進、女性研究者の両立支援など大学等における女性登用の促進等に取り組む。

### (4) 国際的な分野における女性活躍の推進

・在外公館の各役職段階に占める女性の割合の引き上げや、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの分野において国際的に活躍できる人材を増やすための若者の育成に取り組む。

### 民間企業 管理職相当の女性割合の推移



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. 令和2(2020)年から、調査対象が変更となり、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計しているが、令和元(2019)年以前の企業規模区分(100人以上の常用労働者を雇用する企業)と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。  
 3. 常用労働者の定義は、平成29(2017)年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上(労働者)」。平成30(2018)年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。  
 4. 令和2(2020)年から推計方法が変更されている。  
 5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしていたところ、平成31(2019)年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

## Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

### (1) 配偶者等への暴力への対策の強化

・配偶者からの暴力の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携等、地域における被害者支援体制の充実強化のための都道府県や市町村の取組を促進する。

被害者の保護・自立支援を図る上で、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組む民間シェルター等の民間団体との緊密な連携が極めて重要であることから、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について、都道府県等に対する交付金により支援を行う。

## (2) 性犯罪・性暴力対策の強化

○「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援の強化を図る。

⇒性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について周知を徹底するとともに、法と証拠に基づき厳正に対処する。また、改正法施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づき検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を行っているところであり、同調査等を着実に進める。

・ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応した支援を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、医師会等の医療関係団体、弁護士会、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。

## (3) 困難な問題を抱える女性への支援

・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。

・改正風営法も踏まえ、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを更に推進する。

## (4) 「女性・平和・安全保障（WPS）」の取組の強化

・国内の関係府省において、WPS担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進するとともに、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023-2028年度）」に基づく取組を対外発信含めて着実に実施していく。

・「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」に基づき、省一体としてWPSを強力に推進し、ジェンダー視点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。

・消防分野においても、女性消防吏員及び女性消防団員の増加を図るべく、ソフト・ハード両面からの勤務環境・活動環境の更なる向上に努める。

## (5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

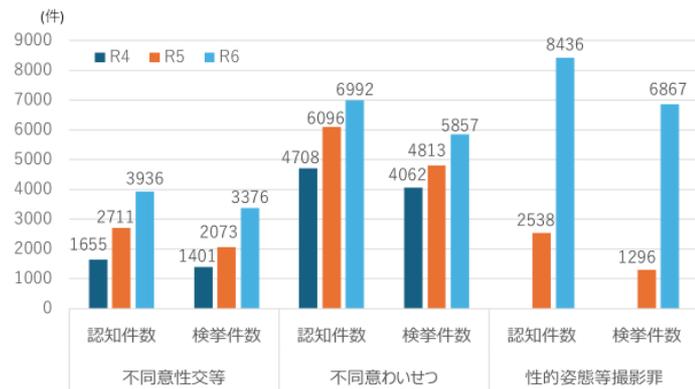
・女性の健康総合センターの取組など性差に応じた健康への支援、プレコンセプションケアの推進、フェムテックの推進と更なる利活用、女性の産後ケア施策の充実、医療保険者等のインセンティブ制度を活用した女性の健康課題の解決に資する取組の推進、健康増進関連施策における女性の健康課題解決の推進（HPV検査単独法の実施に取り組む自治体への支援を含む）、生理の貧困への対応、緊急避妊薬の利用に向けた検討、スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進、女性医師に対する支援等に取り組む。

## (6) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

・婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓使用の拡大やその周知に取り組む。

・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、更なる検討を進める。

不同意性交等罪の認知件数・検挙件数



(備考) 1. 警察庁「犯罪統計」より作成。  
 2. 不同意性交等及び不同意わいせつについては、刑法の一部改正（令和5年（2023年）7月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつをそれぞれ計上している。  
 3. 性的姿態等撮影罪については、令和5年（2023年）7月13日の施行日以降の件数を計上している。

# V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

## (1) 男女の性差に配慮した施策の推進

・男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。

・上記の取組を担保するため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

・男女別データの整備状況等に関する調査の結果も踏まえつつ、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の更なる充実に向けて、その重要性について、周知啓発に取り組む。

・男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進（ジェンダー・イノベーションの創出の推進）、交通・まちづくり分野におけるジェンダー主流化の推進に取り組む。

## (2) 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

・G7、G20、APEC、OECD、国連等に係る情報発信を強化する。

・企業における女性登用の加速化に係る成果目標について、市場再編を踏まえ目標を設定。  
 ・また、テレワークについても「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）を踏まえ、成果目標を設定。

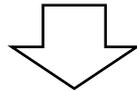
## 企業における女性登用の加速化

### ■ 第5次男女共同参画基本計画における成果目標

項目	現状	成果目標（期限）
東証一部上場企業役員に占める女性の割合（注1）	－	12% （2022年）（注2）

（注1）役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者も含む。

（注2）5次計画の中間年フォローアップの際に、市場再編後の目標を設定予定。



### ■ 変更後の成果目標

項目	現状	成果目標（期限）
東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合（注3）	－	19% （2025年）
東証プライム市場上場企業のうち、女性の役員が登用されていない企業の割合（注3）	－	0% （2025年）

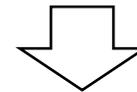
（注3）役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役職者（会社法上の「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」として、取締役会の決議による選任・解任がされている役職者を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役職者等）も含む。

## テレワーク

### ■ 第5次男女共同参画基本計画における成果目標

項目	現状	成果目標（期限）
テレワーク（注4）	－	（注4）

（注4）具体的な項目及び成果目標については、新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定。



### ■ 変更後の成果目標

項目	現状	成果目標（期限）
テレワーク導入企業の割合	南関東・近畿・東海を除く地域:40.5% 南関東・近畿・東海:57.6% 全国:51.7% （2022年度）	南関東・近畿・東海を除く地域:45.4% 南関東・近畿・東海:60.2% 全国:55.2% （2025年度）
テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合（注5）	22.7% （2022年度）	25.0% （2025年度）

（注5）雇用型就業者のうち、勤務先にテレワーク制度等が導入されている（制度はないが会社や上司等がテレワークをすることを認めている場合を含む）上で、テレワークを実施している人の割合。

# 第5次男女共同参画基本計画

# (説明資料)

令和2年12月25日  
閣議決定

～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

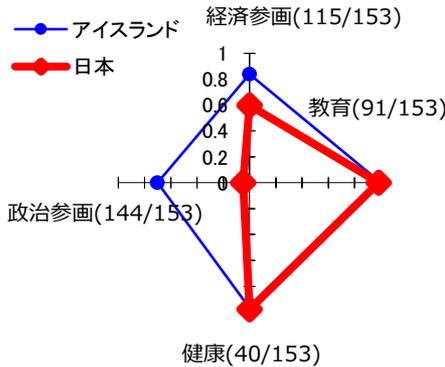
## 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- (4) 法律・制度の整備（働き方改革等）
- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

## 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 「世界経済フォーラム」(ダボス会議)

ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位



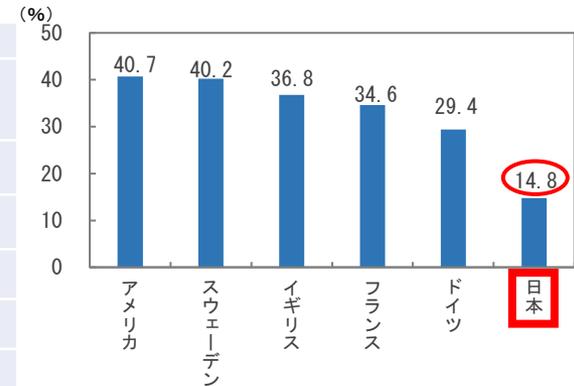
順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
21	イギリス	0.767
53	アメリカ	0.724
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

### 衆議院の女性議員比率

国名	割合(%)	クォータ制の状況
フランス	39.5	・ 法的候補者クォータ制 ・ 政党による自発的なクォータ制
イギリス	33.9	・ 政党による自発的なクォータ制
ドイツ	31.2	・ 政党による自発的なクォータ制
アメリカ	23.4	-
韓国	19.0	・ 法的候補者クォータ制
日本	9.9	-

(出典) 列国議会同盟(2020年10月時点)  
下院又は一院制議会における女性議員割合。

### 管理的職業従事者に占める女性の割合



(出典) 日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO 'ILOSTAT' (2020年11月時点)。いずれの国も2019年の値。

- ・ 「202030目標」：社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する（2003年に目標設定）
- ・ この目標に向けて、女性就業者数や上場企業女性役員数の増加等、道筋をつけてきたが、全体として「30%」の水準に到達しそとは言えない状況。
- ・ 国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードは速く、日本は遅れている。

### <新しい目標>

- ◆ 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることを目指す。
- ◆ そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

- ・ 進捗が遅れている要因

### 政治分野（有権者の約52%は女性）

- ・ 立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
- ・ 人材育成の機会の不足
- ・ 候補者や政治家に対するハラスメント

### 経済分野

- ・ 管理職・役員へのパイプラインの構築が途上
- ・ 社会全体
- ・ 固定的な性別役割分担意識

## 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 【ポイント】

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

### （参考）

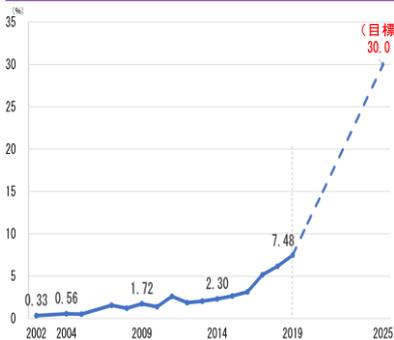
- ・衆議院の女性議員比率 9.9%、参議院の女性議員比率22.9%  
（出典）衆議院 H P、参議院 H Pより内閣府確認
- ・裁判官に占める女性割合 22.6%、女性最高裁判事 15名中2名  
（出典）内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（2020）
- ・国家公務員の各役職段階に占める女性の割合  
指定職相当 4.4%、本省課室長相当職 5.9%  
（出典）内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（2020）

## 第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和

### 【ポイント】

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラ防止

（参考）民間企業における男性の育児休業取得率



（参考）東証一部上場企業役員に占める女性の割合

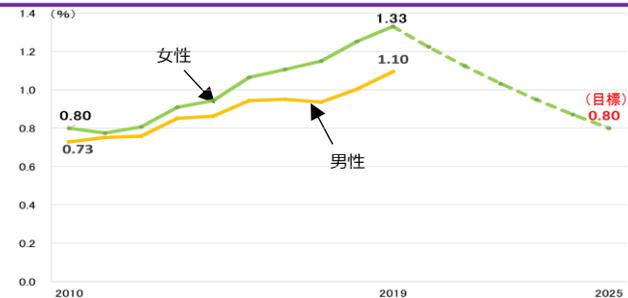


## 第3分野 地域

### 【ポイント】

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

（参考）地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合



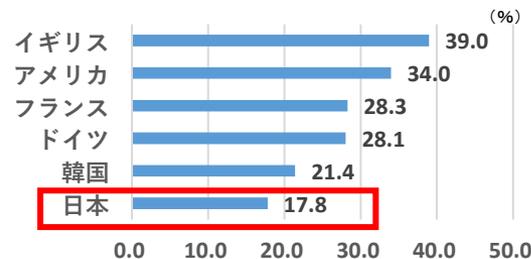
（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。

## 第4分野 科学技術・学術

### 【ポイント】

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

（参考）研究職・技術職に占める女性の割合



女性ノーベル賞受賞者数 (自然科学分野)	
アメリカ	11名
欧州	11名
その他(※)	4名
日本	0名

※イスラエル、オーストラリア、中国、カナダ

## 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【ポイント】

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間で「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

（参考）コロナ禍によるDV・性暴力の相談件数の増加

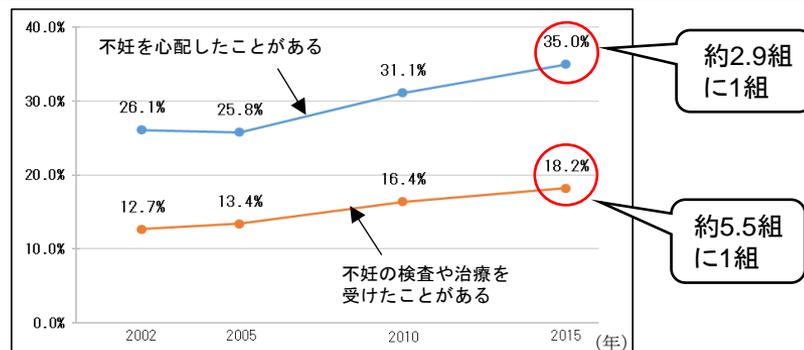
- ・DV：5月、6月は前年同月の1.6倍
- ・性暴力：4～9月は前年同期の1.2倍

## 第7分野 生涯を通じた健康支援

### 【ポイント】

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

（参考）不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」（各年版）  
（注）妻の年齢が50歳未満の初婚どうしの夫婦を対象（回答者は妻）に調査

## 第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

### 【ポイント】

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

（参考）ひとり親家庭が置かれた状況

およそ30年間で、**母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍**

母子世帯数（注） 123.2万世帯（ひとり親世帯の約87%）  
父子世帯数（注） 18.7万世帯（ひとり親世帯の約13%）  
（注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

平成28(2016)年	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
<b>就業率</b>	<b>81.8%</b>	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
雇用者のうち			
正規	47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.1%
雇用者のうち			
非正規	<b>52.3%</b>	10.3%	女性54.1% 男性17.9%
<b>平均年間就労収入</b>	<b>200万円</b>	<b>398万円</b>	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
	正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	
<b>養育費受取率</b>	<b>24.3%</b>	3.2%	—

## 第8分野 防災・復興等

### 【ポイント】

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携

（参考）ガイドラインの主な内容

- 避難所の責任者には男女両方を配置する
- プライバシーの十分に確保された間仕切りを用いる
- 男女別の更衣室や、授乳室を設ける
- 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行う
- 女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置する
- 性暴力・DV防止ポスターを、避難所の見やすい場所に掲示する
- 自治体の災害対策本部において、下部組織に必ず男女共同参画担当部局の職員を配置する

## 第9分野 各種制度等の整備

### 【ポイント】

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

### （参考）選択的夫婦別氏制度に関する調査結果

（出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査（2017年）」

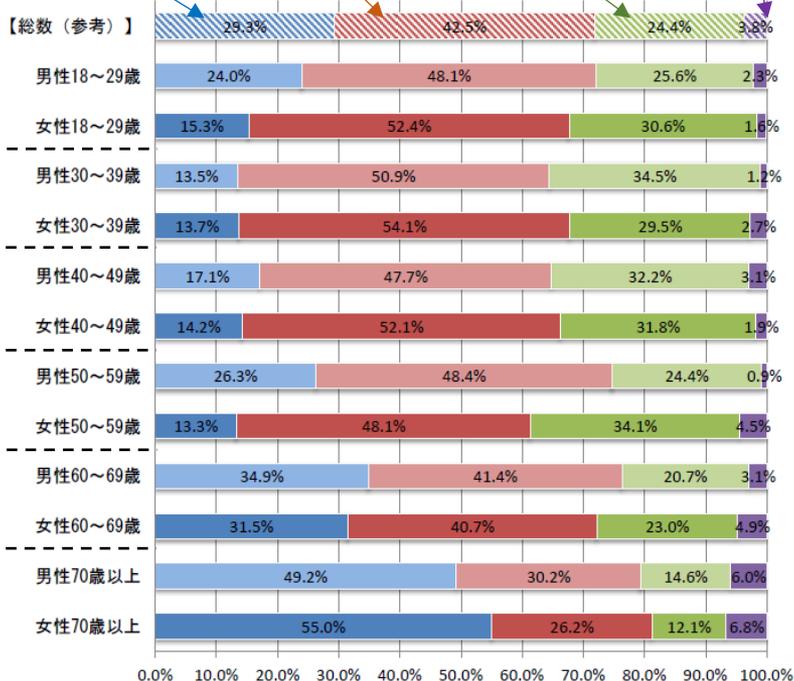
夫婦は必ず、同じ名字（姓）を名乗るべきであり、法律を改める必要はない

法律を改めてもかまわない

夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻前の氏を通称として使えるように法律を改めることはかまわない

わからない

【総数（参考）】



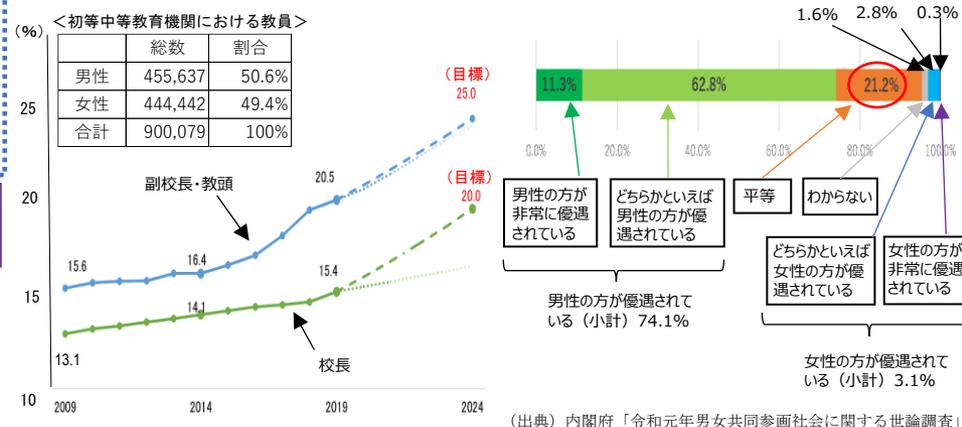
## 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

### 【ポイント】

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

（参考）初等中等教育機関における管理職の割合

（参考）社会全体における男女の地位の平等感



## 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### 【ポイント】

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

## Ⅳ 推進体制の強化

### 【ポイント】

- EBPMの観点から踏まえ、計画中間年（令和5年度目途）における点検・評価を実施
- 男女共同参画の推進に当たっては、若年層を含め国民の幅広い意見を反映
- 地域における男女共同参画センターの機能強化